

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	令和2年 3月 9日 (月)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時09分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	川畑委員長、高橋（龍）副委員長、丸山・高橋（克幸）・須貝・山田各委員		
説明員	生活環境・医療保険・福祉・病院局小樽市立病院事務各部長 ほか関係理事者 (保健所長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、丸山委員、山田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

○（生活環境）管理課長

それでは、北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について報告いたします。

本年2月7日に開催されました令和2年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会では、議案として、令和2年度一般会計予算が上程され、可決されておりますので、配付いたしました資料1「令和2年度 一般会計予算額概要」により概要を説明いたします。

まず1ページ目ですが、歳出の主なものといたしましては、議会費は、定例会等の議員報酬などで83万円、総務費は、令和4年度からの次期運営委託業務に係る契約支援業務委託料の1,159万7,000円を初め職員給与費などで6,573万9,000円となっております。

衛生費の施設管理運営費は、6市町村の可燃ごみを処理するごみ焼却施設管理運営費として6億9,442万3,000円、小樽市の不燃ごみ・粗大ごみ及び5町村からの缶を含めた資源物を処理するリサイクルプラザ管理運営費を3億9,134万円とし、5町村の缶以外の資源物を処理する北後志リサイクルセンター管理運営費は2,849万1,000円となっております。

公債費は、ごみ処理施設建設事業に伴う地方債の償還元金及び利子として3億8,508万2,000円となっております。

次に、歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金は、市町村負担金といたしまして13億4,575万5,000円、使用料及び手数料は、ごみ焼却処理手数料や粗大ごみ処理手数料などで1億4,651万2,000円、諸収入は、鉄くず等売払収入や余剰電力売払収入などで7,463万7,000円となっております。

以上の結果、歳入、歳出ともの合計は15億6,690万5,000円となっております。

次に、関係市町村負担金の内訳につきましては、2ページ目「令和2年度 関係市町村負担金算出調書」によりますが、規約に定める負担割合により算出した結果、小樽市の負担は11億7,127万4,000円となっております。

次に、広域連合事務局長報告では、令和元年度4月から12月までの処理施設運転状況について報告がございました。

配付いたしました資料2「令和元年度処理施設の運転状況等に係る関係資料」をごらんください。

2ページ目、ごみ焼却施設についてですが、搬入量が2万9,558トンで、前年同期と比較して1.0%の減、焼却量が2万8,849トンで、0.1%の減となっております。

続きまして、3ページ目のリサイクルプラザでの搬入量は、不燃ごみが2,045トンで前年比3.5%の減、粗大ごみが2,079トンで前年比0.1%の減、資源物が2,488トンで前年比0.5%の増となっております。

次に、4ページから6ページの環境監視項目につきましては、全項目におきまして、広域連合において、法令の基準値より厳しく設定している管理値を満たしているとの報告がございました。

○委員長

「小樽市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（案）について」

○（生活環境）環境課長

小樽市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（案）について報告いたします。

このたび、太陽光発電施設の設置に関し、設置者が遵守すべき事項などについて定めたガイドラインの案を策定しましたので、その概要について説明いたします。

資料の1ページ目をごらんください。

第1条では、趣旨として、このガイドラインの策定の目的を示しております。一つ目には、資源エネルギー庁のガイドラインを補完するもの、二つ目には、資源エネルギー庁のガイドラインでは求められていない市への報告を求めるもの、三つ目には、近隣住民の安全や周辺環境に配慮することを市から設置者へ促すことができるようにするものであります。

第2条はガイドラインの用語の定義を、第3条は対象地域を定めております。

次の第4条は、法令に基づく手続について、関係法令等の担当窓口や設置に適さないエリアを一覧で示していません。

10ページをごらんください。

別表1として関係法令及び問い合わせの窓口の一覧表を、15ページに別表2として設置するのに適当でないエリアを示しております。

本文に戻り、第5条は、第1項で計画概要が明らかになった時点で住民説明会を求め、第2項で住民の要望や意見に対して誠意に対応することを求め、第3項で住民からの意見及び要望に対する対応の市への報告を設置者に求め、第4項では再度の住民説明会を開催した場合の報告を求めています。

今年度問題となった市営住宅跡地についても、早い段階で丁寧な住民説明会を実施し、市へ報告等を行っていればトラブルを回避することが可能であったと考えておりますので、この項目を盛り込んだことがこのガイドラインの特徴と考えております。

次に、第6条は、計画段階、設置工事の完了段階、変更廃止段階での届け出を記載しており、それぞれの報告様式は18ページ以降の様式第2号、様式第3号、様式第4号で示しております。

次に、第7条は、資源エネルギー庁のガイドラインと重複している部分もありますが、住民が不安に感じていることを改めて市から設置者へ遵守事項として促し、設置者に改めて確認してもらう意味も含めて、ここで列記しております。特に住宅地に近接する場所に設置する場合の留意点を第6項に入れております。

次に、第8条は、市長が必要な事項の報告を求められること、第9条は必要事項を別に定め、必要に応じて見直しを行うことを定めています。

8ページ目は附則として、施行日や経過措置等について定めています。現在、工事に着手し進行しているものは住民説明会等概要報告書と計画届出書の提出は不要となりますが、このガイドライン施行後に説明会を開催した場合は報告を求めることとしております。

9ページ目には、このガイドラインに関する業務の流れをフローとして示しております。

最後に、「資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインを補完するとは」のサブタイトルがついている2枚ものの資料をごらんください。左側が資源エネルギー庁のガイドラインで、右側が本市で補完する意味合いとして、今回作成したガイドラインを対応させております。

○委員長

「小樽市葬斎場控室使用料等の盗難について」

○（生活環境）葬斎場長

小樽市葬斎場の事務室に保管していた控室使用料等が盗難に遭ったことについて報告いたします。

葬斎場の控室使用料等につきましては、葬斎場窓口で現金を受領し、平日は事務所内の手提げ金庫に一時保管した後、当日の納付業務終了後、毎日、最寄りの郵便局に入金しておりますが、土日など当日入金できない場合は、事務室に設置している大型の耐火金庫に手提げ金庫を入れた状態で保管しております。

このたび、令和2年2月22日土曜日、23日日曜日の2日分の使用料合計17万6,500円について、友引明けの2月25日火曜日に耐火金庫から出した手提げ金庫の中を確認したところ、現金の盗難が判明したものです。

判明後、小樽警察署に通報、28日金曜日に被害届が受理され、現在捜査中となっておりますが、23日日曜日、午後0時過ぎには、手提げ金庫は受付窓口近くの事務補助員の机の上に置いてあり、その後、事務室が無人となった三、四分の間に、手提げ金庫から袋ごと現金が持ち去られたものと考えられます。

このたびは、市民の皆様からお預かりした使用料が盗難に遭い、大変申しわけなく思っております。今後は再発防止策を徹底し、深く反省するとともに、二度とこのような事故を発生させないようにいたします。まことに申しわけございませんでした。

○委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

「こども医療費助成制度等の拡大について」

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

第4回定例会以降の北海道後期高齢者医療広域連合の状況について説明いたします。

お手元の資料をごらんください。令和2年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会について報告いたします。

同定例会は2月25日に会期1日間で開かれ、件名及び議決結果は表のとおりとなっております。

2ページ目をごらんください。

主な議案について、その概要を説明いたします。

まず、議案第2号の条例案につきましては、地方公務員法等の一部改正により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、勤務時間など必要な規定を整備するものとなっております。

議案第4号につきましては、後期高齢者医療会計補正予算ですが、記載のとおり所要の補正を行ったものです。

次に、3ページ目をごらんください。

議案第5号は、令和2年度及び令和3年度の新保険料を定める条例改正です。所得割率は100分の10.59から100分の10.98、0.39ポイントの増、被保険者均等割額は5万205円から5万2,048円へ1,843円の増、保険料の賦課限度額は62万円から64万円、2万円の増となっております。

なお、保険料改定の際には、被保険者を対象に説明会を開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の発症例が相次いでおり、参加者への感染予防のため、今回は中止したところです。

次に、議案第6号につきましては、令和2年度の一般会計予算となっております。歳入歳出予算の総額は19億8,854万6,000円で、前年度比1,569万7,000円の増となっております。

議案第7号につきましては、令和2年度後期高齢者医療会計予算となっております。歳入歳出予算の総額は8,733億1,018万5,000円で、前年度比114億8,001万円の増となっております。

続きまして、こども医療費助成制度等の拡大について報告いたします。

お手元の資料をごらんください。

資料の中で1点訂正がございます。真ん中の表の「拡大内容等」の一番下の「(6)開始時期」につきましては、「(6)」ではなくて「(4)」となりますので、訂正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

続けて報告をさせていただきます。

令和2年度予算につきましては、6日の予算特別委員会で可決されたところですが、その中で、8月から3歳以上の未就学児における通院に係る医療費助成について拡大することとしております。

「1 こども医療費助成等の拡大内容」につきましては、この表にご覧のように、市民税課税世帯における3歳以上の未就学児について、通院に係る医療費の自己負担を1割から初診時一部負担金のみとする実質無料化を

行うものです。

拡大の所要額ですが、8月からの実施であることから、令和2年度予算では通年ベースの2分の1として、678万9,000円を計上しております。このほか、初年度のみ経費として、システム改修費264万円も別途計上しております。

「2 スケジュール」につきましては、4月から7月までの期間で規則改正やシステム改修を終え、7月中旬に受給者証の発送を行う予定であります。

「3 周知方法」につきましては、市内医療機関や保育所等へ周知協力依頼をするほか、広報やホームページなどで幅広く周知していく予定でございます。

○委員長

「第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画」について」

○（福祉）こども育成課長

それでは、第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画の策定につきまして説明させていただきます。

昨年第4回定例会の当委員会では、この計画案の概要とパブリックコメントの実施について報告させていただきました。このたび、パブリックコメントでいただいた御意見等に対する市の考え方を整理し、子ども・子育て会議などでの協議を経まして、第二期計画として策定いたしましたので、第4回定例会以降の経過も含め報告いたします。

あらかじめ配付させていただきました資料①の上にありますとおり、計画案に対するパブリックコメントにつきましては、昨年12月9日から本年1月7日までの30日間で意見募集を行い、6名の方から54件の意見をいただきました。

そのうちの5件の御意見につきましては、計画内容をより正確にわかりやすく記載するため、御意見の内容を踏まえて計画案の文言修正を行いました。それ以外の御意見につきましては、計画案の方向性と大きく相違する内容ではなかったことなどから、修正は行わず計画案どおりとしたところであります。

資料②は修正した部分の新旧対照表となっており、また計画の冊子はこれら5件の修正を施した後の最終的な計画となっております。

本計画は、令和2年度から6年度までの5カ年の計画であります。途中で、令和4年度の中間年の見直しの時期も見据えながら、引き続き子供を産み育てやすい環境づくりに向けて、施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」

○（保健所）次長

新型コロナウイルス感染症に関する対応について報告いたします。

経過につきまして、新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月14日、WHO、世界保健機構において新種のウイルスと認定されました。その後、世界的な感染拡大が続き、1月31日、WHOは緊急事態宣言を行い、国内では新型コロナウイルス感染症を感染症法上の指定感染症に指定し、2月1日から施行となっております。

次に、新型コロナウイルス市内対策会議についてでございます。

本市につきましては、国内外、道内の患者発生状況や国の動きなどを踏まえ、1月31日に第1回新型コロナウイルス市内対策会議を開催し、以降3月2日までに計6回の対策会議を開催しております。

対策会議におきましては、患者の発生状況や国及び北海道の動きの確認、各部署で収集した情報などについて情報共有を図るとともに、市内において患者が発生した場合の対応などについて協議を行っております。

次、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来についてでございます。

市民からの相談や新型コロナウイルスの感染について心配のある方の対応につきましては、国の要請に基づきまして、2月7日、保健所内に帰国者・接触者相談センターを設置し、市民からの体調に関する相談や医療機関などからの感染疑い者に関する相談などをお受けしております。

また、相談の結果、新型コロナウイルス感染症の疑いのある方につきましては、市内に設置いたしました感染症指定医療機関の中に帰国者・接触者外来を設け、こちらで受診していただき、検査を受けていただくことになっております。

次に、検査体制についてでございます。

検査体制につきましては、現在、北海道立衛生研究所で実施しているPCR検査について、今後、保健所においても同様の検査を実施できるよう、準備を進めているところでございます。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第25号について」

○（生活環境）管理課長

議案第25号小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

さきの第4回定例会において、産業廃棄物処分事業特別会計の廃止について議決をいただいたところです。この廃止に伴い、令和2年度以降は、桃内にごございます廃棄物最終処分場に搬入されるあわせ産業廃棄物処分手数料は一般会計の歳入になることから、条例上、外税で消費税及び地方消費税を転嫁している表記を削除するものでございます。

今定例会に上程した理由につきましては、議決後に小樽税務署に対し消費税法に基づく事業廃止届を提出し、このたび正式に受理されたことから、今回の条例改正するものでございます。

施行期日は令和2年4月1日からとなっております。

○委員長

これより新型コロナウイルス関連事務及び保健所所管事務に関する質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党の順といたします。

自民党。

○山田委員

◎新型コロナウイルス感染症について

それでは早速質問させていただきます。

3月5日の予算特別委員会では、鈴木知事が出した緊急事態宣言について、法的根拠や学校の休校期間についてお聞きいたしました。また、この新型コロナウイルスによる感染症の封じ込めについても、外出自粛要請が感染拡大抑制につながっていると私は思っています。それで一部専門家の助言など、注意すべき点がわかってきたため、鈴木知事は週末の外出自粛を一部緩和する指針を発表したと聞いております。

そこで、知事が特に感染しても症状が軽いとされる若年層への要請、この具体的な内容をお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

北海道知事の緊急事態宣言についてでございますが、こちらは道民の皆様へということで、その中でも特に若い方に御理解と御協力をよろしく申し上げますという、今委員のおっしゃったとおりの宣言がされたものです。

その主な内容ですが、大きく三つありまして、そのうちの1番目が健康チェック的な部分で、まず、のどの痛み、せき、発熱などがある場合は外出しないようにしてください。そして、御自身や御家族の熱をはかるなど健康チェックに努めてください。あと手洗いですとか、手や指のアルコールによる消毒のほか、咳エチケットに努めてくだ

さいといった、そういった内容が1点目であります。

その次に、換気ですとか、不特定の人が集まる場所を避けるという部分で、換気が悪く不特定多数の人が密に集まるような空間は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず避けてくださいということです。また、自宅の部屋なども含めて、建物内の換気に努めてくださいというような内容でした。

3点目で、感染リスクを下げるという部分で、会話は手を伸ばして相手に届かない程度の距離をとってすることが望ましいとされています。また、買い物は混雑していない時間帯を選ぶなどの配慮をしていただきたいと。あとは散歩やジョギング等につきましては、外に出るのですけれども感染リスクが低いとされていますといった、そういった内容でございました。

○山田委員

次に、この緊急事態宣言について伺いたいと思います。

10日に新型インフルエンザの特別措置法改正案、これを提出するのではないかと聞いております。

この改正法が成立するとどのようなことができるのか、また問題点はないのか、お聞きいたします。

○（保健所）保健総務課長

この特別措置法の改正ですが、まだ保健所で文案などを見ていない時点での答弁になるのですが、新型インフルエンザの時の部分などを見ますと、施行されればまず、政府が私権の制限を伴う緊急事態宣言を発動することが法律の根拠をもってできるようになります。その宣言がされた後、知事は住民の方の外出の自粛ですとか、学校施設などの使用制限を要請することができるようになるというものです。また、土地や建物を所有者の同意なしに使うことができるか、あと医薬品や食品を、必要なものを収用したりすることが可能となるように、そのように言われております。また、その部分の一部、従わなかった場合に罰則規定というものを設けられる条項もあるふうに認識しております。

問題点ですが、今申しましたような部分で、場合によっては人権の部分とか私権を制限するという意味で、運用については拘束力みたいなものが課せられる部分がありますので、必要以上にそういった強制、制限ができないように、きちんと目的や発動要件など手続を明確にした上でということが今言われているところでございます。

○山田委員

3月8日現在、世界では新型コロナウイルスによる肺炎の患者数が累計10万人を超えたと聞いています。一方、この37カ国地域で5万7,000人以上が回復しているとも聞いております。1月28日に道内で初めて感染者が出たから、本道では、昨日現在で101人と、道内感染者が全国でも最多となっております。

そこで、道内で感染によって重篤化した人数、きのう現在でもよろしいです、感染で重篤な人数、死亡数、それから回復した人数、この人数をお知らせ願いたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

ただいまの御質問についてですが、直接保健所が、例えば道庁から聞いたり、そういった内容にはならないのですが、道のホームページで公表されている内容によりますと、101人が行政検査の結果陽性になった方で、3月8日現在で重症の方が7名、そしてお亡くなりになられた方は3名で、軽症とか中程度の症状の方が50名というような内訳になっているようです。現在こちらで確認できる内容になりますと、そういった内容になります。

○山田委員

次に、WHOが6日に発表した統計によると、中国の感染者数は世界全体の8割を占め、感染の広がりが鈍化傾向にあると聞いています。2002年、2003年に流行した重症急性呼吸器症候群SARSでは、収束までにかかった期間は8カ月余りだったと私も記憶しています。

この項最後に、市民は生活する上で、いつもとの生活に戻れるか不安を感じています。道内の感染拡大についてはまだまだ予測がつかないとは思いますが、感染の収束時期はこれくらいだろうということや、市域、後志管内で

は未感染の状況など、見解をお聞かせください。

○（保健所）次長

今後の見込みにつきましては、保健所の中でも何回か話し合いを続けておりますが、正直申しまして、これからどうなっていくかにつきましては非常に不透明だというふうに考えております。特に現在後志管内に感染者は見つかっていない状況でございますが、これにつきましては、今後もこのような形で続いていくのか、または感染者が発生してそれが拡大していくかにつきましても、非常に不透明な状況でございます。

ただ、保健所、小樽市といたしましては、やはり市民の皆さんや事業者の方々に、新型インフルエンザを初め感染症の防御に関する基本的なことにつきまして一つ一つ確実に実施していただき、拡大していく部分について、なるべくパンデミックだとかアウトブレイクが起きないように形で対応していただきたい。また、保健所もそういった部分について啓発に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○山田委員

◎受動喫煙について

それでは質問を変えて、保健所に受動喫煙についてお聞きします。

平成元年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日から施行される健康増進法の一部を改正する法律に関連してお聞きいたします。

この改正の趣旨、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定めるというふう聞いております。

そこで、原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルールについて、概括的に説明をお願いいたします。

また、禁止事項や罰則についてもお聞かせいただきたいと思えます。

○（保健所）次長

受動喫煙の御質問でございますけれども、法律につきましては、昨年4月1日、敷地内禁煙となった施設は、学校、児童福祉施設、医療機関、行政機関等となっております。ただし、屋外で受動喫煙が防止できるための措置がとられた場合につきましては喫煙所を設置することができるが、その場合も喫煙所の掲示は必要というふうになっております。

また、ことし4月1日からにつきましては、原則屋内禁煙となる施設がございまして、これについては、事務所、工場、ホテル、飲食店などになっており、ここに喫煙場所を設ける場合には、室内への煙の流出を防ぐ措置をとった喫煙専用室を設置し、喫煙可能であることを掲示する必要があるというふうになってございます。

また、飲食店につきましては経過措置があり、いわゆる資本金等の規模が小さい飲食店は喫煙可能の掲示、または20歳未満を立ち入れさせないことにより喫煙が可能となる経過措置がとられているところございます。

次に、禁止事項や罰則につきましては、全ての者について、喫煙禁止場所において喫煙となるほか紛らわしい標識等の掲示についてはできない、または、そういったことがある標識について破損することができないというふうになっております。

また、施設の管理権限者等につきましては、喫煙禁止場所に灰皿等の設備を置くことが禁止されたり、また、喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入れさせないというふうになってございます。

○山田委員

それでは、特にこういうふう決められた場合に配慮する点、どういうものがあるのか。例えば、駐車違反の取締員が巡回するようなことや義務違反に対する対応、特に注意についてどのように行うのか、お考えをお示しいただきたいと思えます。

○（保健所）次長

今回の法律の改正は、先ほど委員がおっしゃっていたとおり、望まない受動喫煙をなくすということが一番の目的でございます。罰則につきましては、例えば管理者が本当はたばこを吸ってはいけない場所に灰皿等を置く場合には、そういったものを見つけた場合、発見者から保健所に連絡をいただき、保健所から施設に対し指導を行います。指導の結果、改善してくれればいいのですが、もし改善されない場合については、次に勧告をかけます。この勧告にも従わなかった場合は、命令または施設名の公表などを実施いたします。それでも従わなかった場合は、今度は罰則の適用ということで過料を取る仕組みとなっております。

いずれにしましても、罰則をかけるまでは非常に長い手続が必要ですので、まずは施設だとかたばこを吸っている方々に対して、継続的に意識を変えていただくような取り組みを今後も続けていかなければだめだというふうに考えております。

○山田委員

次に、民間の施設の類型や場所ごと、主たる利用者の違いによって、この禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、表示の義務づけへの対策を講ずると聞いております。

では、本市の公共施設、これはどのように特定、表示、周知をするのか、これからしていくのか、二、三例を示した上で、全ての施設に対して表示、市民周知を行う必要があると考えるので、広報紙などでの市民周知をどの時点で行うのか、お答え願います。

○（保健所）次長

施設の種類または場所ごとの表示の義務づけにつきまして、本市では、これまで文書等によって啓発を実施しているところでございます。第一種施設となる学校、児童福祉施設、医療機関、行政機関等におきましては、保健所で各市役所庁内の関係部局等を通じ施設を把握した上で、敷地内の屋外喫煙場所を設置する場合には喫煙室の表示を行うよう周知を、主に文書により実施しているところでございます。

また、第二種施設につきましても、多数の者が集まる第一種施設以外のものについては、各業種の組合や協会を通じ、各施設の管理者に対して周知を図っているところでございます。

第一種施設につきまして、送りました文書は施設、団体数を含め合計 369 施設、また第二種施設については、施設・団体を含め 2,008 施設に対して文書を送付しているところでございます。

また、先ほど説明いたしました経過措置が設けられている飲食店については、昨年 10 月 17 日と 23 日に小樽経済センターにおいて説明会を実施し、54 施設の出席が認められたところでございます。

こういった啓発につきましては、今後も継続的に進めていきたいというふうに考えております。

○山田委員

それではこの項最後に、民間の施設の対応として、表示や喫煙禁止の措置・命令を出せない企業の従業員についてお聞きいたします。

喫煙を承知で働く場合は容認されると思いますが、事務職など職場で働く方々の受動喫煙対策がどのようになっているのか、それを聞いて保健所への質問を終わりたいと思います。

○（保健所）次長

事務所などの職場で働く方々の受動喫煙対策でございますけれども、やはり施設の中にはたばこを吸うことを前提とした施設がございまして、その中で働く労働者の方々の健康状態が非常に気になるところでございます。法律の中では、そういった方々に対しては、なるべく選択できるようにということで、例えばハローワークなどに求人票を出すときに、自分のところの施設については屋内受動喫煙対策等の有無を、しているかどうかを登録し、働く際に従業員の方がそういったものを見て選択できるというようなことを取り組みとして進めているところでございます。

国が策定した職場における受動喫煙防止のためのガイドラインというものがございますので、こちらに沿ってこれから事業者を含め経営者の方々に対しても意識だとかの行動変容について啓発していく取り組みを続けていきたいと考えているところでございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

◎新型コロナウイルス感染症について

それでは、新型コロナウイルス感染症に関連してお聞きしていきます。予算特別委員会に引き続きの質問となりますので、よろしくお願いいたします。

北海道では全国よりも早く休校の措置であるとか外出の自粛要請が行われて、経済面でも大きく打撃を受けています。本市でも観光客の激減により、リカバリー不能なほど痛手を負うという事業者も少なくないところです。一刻も早く事態を収束させなくてはなりません。

そこで、政府が、2月24日に、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためにはこの一、二週間の期間が重要として、さまざまなイベントが中止されています。中には、感染を防ぐというよりは、極めて情緒的な理由、つまり周りの目を気にして、いわゆる炎上しないようにということで、リスクが小さそうな会合まで取りやめるという状況も見られています。

まずお聞きしたいのですが、2月24日の政府発表から2週間が経過いたしました。依然として終息の気配は見られません。日々ニュースの中では新型コロナウイルスについて大々的に報じられて、子供たちも外に出ることがためらわれているという中で、この2週間の成果というのはどういう点にあったとお考えでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

ただいまの成果の部分ですが、こちらにつきましては、まだ実際宣言された政府ですとか北海道の検証なども出ていない状況なものでして、市の保健所としてもお答えできるような部分にないもので不明でございます。

ただ、先ほど山田委員の御質問で答えたとおり、宣言のあった趣旨という意味で、接触ですとか、そういった部分のいろいろなリスクを避けるというようなことから、こういったお願いといいますか、あったというふうには思うのですが、結果検証的なものについては、まだこの時点でお答えできるものは持ち合わせておりません。

○高橋（龍）委員

そうですね、なかなか実際実感できるものというか、そういったものもない中で、保健所の皆さんも非常に苦労されているのだろうというふうには思います。

次に、今回、教育委員会はおりませんので、保健所にお聞きするのですが、学校の一斉休校についてです。

保健所から見て、このたびの学校の一斉閉鎖、一斉休業というのでしょうか、これは有効な策であるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○（保健所）次長

学校の一斉休校につきましては、保健所といたしましては、やはり多くの方々が集まる場を減らしたという意味では、ある程度意味がある策であるというふうに考えておりますが、その効果等につきましては、やはり先ほど保健総務課長が申しましたように、まだよくわかっていないところでございます。

○高橋（龍）委員

クラスター対策といいますか、そういったところでは有効であると考えられるということではありました。

ただ、本市においては共働きの御家庭ですとか、ひとり親の御家庭というところが非常に多くて、子供たちが学

校が休みの間に祖父母のところに預けられるというケースが非常に多いというふうにも聞いています。その中で、学校に行くよりも、中にはリスクの高いというケースも出てくるのではないかと危惧をしているところです。そういったところで何か動きといいますか、感染の話があれば、逐一御報告をいただきたいと思うのです。

次に、学校の休業に伴って、医療機関などでの人手不足も懸念をされています。本市においては、帰国者・接触者外来を担う医療機関で、その影響が出ているということはないのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

市内の帰国者・接触者外来を担う医療機関に確認した中では、この影響というものは生じていないというように伺っております。

○高橋（龍）委員

影響はないようで、まずは安心いたしました。

次に、感染が認められた方のうち、本市ではなく横浜市の事例ではありますけれども、濃厚接触者が1,400人という方も出てきました。これは極端な例であるかもしれませんが、それほど大人数に及ぶ場合の対応というのはどうなるのでしょうか。もし本市で同様の事例が起こったとしたら、1,400人の方々というのは、基本的に皆さん2週間の自宅待機を命じられるということなのでしょう。

また、そのうち検査をするのは症状が重くなった方から順次というような優先順位がつけられるということで認識してよろしいのかお聞きしたいと思います。いかがですか。

○（保健所）次長

小樽市で、例えば1,400人の濃厚接触者が出た場合の対応でございますけれども、現在、検査につきましては、北海道にこちらから検体を送っておりますが、道におきましても1日大体80件程度、また小樽市で今後機器を整備していても1日10人程度というふうに試算しているところでございますので、もし1,400人というような数字が出た場合につきましては、多分小樽市だとか北海道だけではなく、やはり国の応援だとか民間企業などの協力もいただかないと恐らくできないものというふうに考えております。

ただ、優先順位につきましては、委員がおっしゃっているように、誰でも彼でもということではなくて、まずは重症化する方、重症化するおそれの高い方、例えば妊婦や高齢者の方々を優先的に実施して、必要な医療につなげていくものが基本的な考え方というふうに考えております。

○高橋（龍）委員

やはりこういった形で非常に多くの方々に接触している方が感染するとなると、一気にもうパンデミック状態といいますか、アウトブレイク状態といいますか、そういった形になって、これが明日起こってもおかしくないという状況であるということには変わりはありません。

検査に関してお聞きしたいのですが、検査の件数は、我が国ではなくほかの国と比較して、日本は少ない傾向にあるというふうな報道も見られます。日本全体で1日に6,000件の検査が可能とも言われている中で、実際にどれだけの数の検査が行われているのか。その6,000件というのは、結局キャパシティの問題なので、実際に行われている数というのは、保健所として持っておいででしょうか。

○（保健所）保健総務課長

この検査件数ですが、特に国からこういう保健所に文書なりでお知らせいただくような形にはなっていないもので、厚生労働省のホームページに一般的に公開されているのを見ますと、前日との比較という形で、しかも国が都道府県に照会してそこから回答を得られたもの、また退院時の確認的な検査結果を除いた数字という、いろいろ条件つきなのですが、その数字でいきますと、3月4日が3,835件、前日との変化数になりますけれども、3月5日が258件というようになっています。その後、順次、3月6日ですと699件、3月7日で553件、3月8日で147件といった、そういったPCR検査の実施の人数の数字が載っているものがございます。

○高橋（龍）委員

非常にむらがあると思います。3,000件を超えているものから、8日のものは147件ですか、大変むらというか、いろいろ事情があるのかもしれませんが、そうした中で、仮に6,000件全て稼働したとしても、まだ検査可能数というのは、他国と比べて開きがありますが、そうした検査件数がほかの国と比べて少ない理由について、見解をお示しいただきたいと思うのですが、なかなかお答えいただきづらい部分かもしれませんが、ぜひいただける範囲で御答弁をお願いします。

○（保健所）保健総務課長

大変申しわけないのですが、この部分について、理由についての見解というものを、私どもも情報を持っていないものですから、答弁ができないような状態であります。

○高橋（龍）委員

そうですね、国からなかなか情報が届いていないという部分もあるというふうに思います。その辺はいたし方ないと思いますので、次に移させていただきますけれども、続いて、感染経路に関してお聞きしていきたいと思えます。

感染の経路については、飛沫感染、または接触感染ということは当初より言われていました。ただ、いわゆるエアロゾル感染、または飛沫核感染については、専門家間でも見解に相違があるため、今の時点でなかなか一般のといえますか、私としてもわかりかねる部分がありますが、現時点での厚生労働省の正式な発表についてお示しいただけますでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

現時点のものになりますけれども、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の感染ですが、今委員のおっしゃったとおり、飛沫感染と接触感染の二つが考えられますということになってございます。

空気感染につきましては、あくまでも今までの国内の感染状況を見ても、空気感染は起きていないと考えられるものというような、そういう表現になってございます。ただ、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、せきやくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがありますという、そういった説明になっているものです。

○高橋（龍）委員

空気感染はしないというような形で厚生労働省からは発表されているということですが、しかしながら、くだんのライブハウスであるとか、そういったところの状況を見ると、果たして本当に空気感染しないのだろうかということに非常に疑念が湧いてきます。エアロゾル感染は少なくともしているのではないかとことを考えてしまうのですが、これほどまでに国内で感染者がふえてきている中で、小樽市を含む後志では感染者が出ていません。

観光地としての小樽市、またはニセコ町とか倶知安町のように、海外の方々が多く来ている地であるにもかかわらずまだ感染者が出ていないということで、これに関してどのような見解をお持ちでしょうか。実際にまだ感染されている方がいないというふうに保健所としては見ているのか、または検査にひっかかかっていないだけというふうに見るのか、こちらはいかがでしょうか。

○（保健所）次長

先ほど報告いたしましたように、これまで13件、3月5日まで検査を実施し、今のところ小樽市内では陰性の方しかおらず、感染者は出ていない状況でございます。

また、本日、検査が判明した4人分、そちらについても陰性が確認されております。

これまで17の方が全て陰性ということになります。これが実際に、では小樽市内にはいないのか、またはたまたまこの中に入っていないかどうかという部分の判断は、保健所ではできていません、ただ、先ほども申しましたように、いないから大丈夫ではなく、いることを前提に、やはり対応や啓発について行っていく必要があるとい

うふうに考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

きょう4人ふえたということで17人の方、まだ全て陰性であるということですので。おっしゃるように、いることを前提として、私としても、もしかしたら自分がキャリアかもしれないということすら考えながら、消毒とかマスク等に関しては、今は外させていただいていますけれども、気にしているところであります。

少し角度を変えた質問をさせていただきたいと思うのですが、ダイヤモンド・プリンセスに関連してお聞きしたいと思います。クルーズ船に乗っていて陽性であった方が、東京都内の入院先から居住している秋田県に戻られたことを知らされていなかったとあって、今、波紋を少し呼んでいます。ただし、人権の問題等、感染者のトレーサビリティーの問題、どちらも重要であるというふうには考えるのですが、実際にそうしたことが起きた際に、本市としてはどこまでの情報を公開できるのでしょうか。

○（保健所）次長

情報公開の考え方でございますが、一応保健所では、例えば感染者が出た場合に、その方がどういった行動をとっていたのか、その中には広く一般の方々にお知らせをして、それで感染拡大を防ぐ情報があるのかどうかについて一番気にしているところでございます。例えば施設について、ある程度その施設の利用者が限定されている場合につきましては、直接そちらの方々に保健所で健康確認等は実施できますので、施設名の公表についてはそんなに何が何でもという形ではないと思うのですが、例えば民間の商業施設だとか公共機関を利用している場合には、保健所で接触者等が特定できませんので、そういった場合についてはできる限り情報公開していきたいというふうを考えております。

ただ、委員がおっしゃっているように、個人情報の保護というのもございまして、また施設の名前を出すことにつきましても、原則的には個人であれば個人の同意、施設であれば施設の同意が必要となってまいりますので、そちらの部分と、接触者等の特定をするための施設の公表と、どちらが必要かという部分については、実際に起きたときに考えていかなければだめな部分かというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

やはりこうした場合、かなりデリケートな問題であるので、施設等に関しても不利益を生じないような形で、発表するタイミングがあったとすればそこを心がけていただきたいというふうにお問い合わせ申し上げます。

次に、PCR検査についてお聞きいたします。

陽性から陰性、陰性から陽性というふうに、このPCR検査の確度について、60%から70%ほどという見方の報道もありましたが、これについて本市としてどのように認識していますでしょうか。また、厚生労働省から何かお話をあればそれをお聞かせいただきたいのですが、あわせて偽陰性、偽陽性の傾向などについてもお示しいただきたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

PCR検査についてでございますが、新型コロナウイルスの感染の検査という部分で、国が示している検査方法で、今、小樽市ですと北海道立衛生研究所だったり、道立衛生研究所の準備ができる前は、国の、東京にあるそちらに依頼して、そこで使われている処方がPCR検査だったわけです。

報道で出たその70%というような部分の見方など、そういった部分については、現時点で市の保健所としては不明といたしますか、はっきりこういった部分が実際どうなのかというものが認識できていないものです。

偽陰性、偽陽性の傾向などについても、検査担当にも聞いたのですが不明といたしますか、はっきりこの検査手法を疑うような、そういった何か情動的なものは持ち合わせていませんので、不明ということでございます。

○高橋（龍）委員

信じるしかないというか、PCR検査に関して、本当にこの新型コロナウイルス自体がまだ不明な点が多いとい

うことでいたし方ない部分かもしれませんが、この精度というのは非常に大きな鍵を握っているというふうにも思いますので、万が一何か情報があつたらまたお聞かせいただきたいと思います。

続けてPCR検査についてですが、3月中旬までに本市の保健所でも検査が可能となるというふうに答弁がありました。この点について、現在、本市職員が研修を受けているということでしたが、PCR検査導入に当たっての人員体制についてはどのような予定ですか。

○（保健所）保健総務課長

保健所の生活衛生課の試験検査グループで、3名の者がこの検査を担当する予定となっております。

○高橋（龍）委員

3名体制で行われるということですね。

そして、先ほどの山田委員からの御質問と重複してしまう部分があるのですが、昨日までの数字で、道内で101名の感染者が確認されています。先ほどの御答弁を聞く限り、重症者7名、死亡した方が3名、軽症の方が50名というようなお答えだったかと思うのですが、そのほかの方々というのはどういった状況だったのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

済みません、先ほどの山田委員の御質問に対し、もしかしたら答弁漏れだったのかもしれないのですが、残り41名の方につきましては、PCR検査の結果、一度陽性が出たのですが、その後陰性を確認済みという数になっているのです。ただ、陰性にはなっているのですけれども、実際お体の状態が本当に元気に回復されているかどうかまでは情報を持ち合わせていないというところでございます。

○高橋（龍）委員

例えば、小樽市で感染者が出て入院したとして、治療の方針というのは各医療機関や医師に委ねる形となるのでしょうか。もしくは、国や道から一定の方針が示されるものなのでしょうか。こちらに関してお聞きます。

○（保健所）保健総務課長

基本的に治療につきましては、それぞれの医療機関の医師が治療方針を定めて、現在でいくと、即効的に効く薬とかそういったものが何かあるというものではございませんので、対症療法的にそれぞれの患者のお身体の状態ですら医師が判断されてということになっています。

ただ別途、厚生労働省からも事務連絡で来ているのですが、日本感染症学会の指針として、新型コロナウイルスに対する抗ウイルス薬による治療の考え方というものが取りまとめられたものが、そういったものが医療機関などに情報提供、公開されておりまして、そういう内容を参考にされながら、それぞれ医療機関の医師は対処されていることと思います。

○高橋（龍）委員

今、御答弁いただいたように、基本的にはワクチン、特効薬というものも明確になっていない中で、対症療法が主になっていくということは私も理解しております。

先ほど、御答弁の中にもありましたが、日本感染症学会または国立感染症研究所に関してですが、例えば、日本感染症学会では、低酸素血症を必要条件としながらも、新型インフルエンザ治療薬のファビピラビルいわゆるアビガン、あとは抗HIV薬のカレトラについて適用外処方の暫定指針を示し、感染研では、ぜんそく治療に使われる吸入薬シクレソニドがRNAの複製を阻害して肺炎の症状改善に効果があるとしました。このことについてどのような見解でしょうか。上記の、今申し上げた薬の投与というのも医師の判断で行うことが可能になるのでしょうか。

○（保健所）次長

アビガンとか抗HIV薬のカレトラの使用に関しての質問でございますが、こちらについては保健所長にも確認したのですけれども、現実的にはなかなか入手が難しい薬品等も含まれており、実際に市内の医療機関が使用する際には、やはり保健所でまずその情報を把握し、厚生労働省とよく協議した上で、必要な条件を医療機関等に提

供した上で実施するというところに現実的にはなるのではないかという回答になってございます。

今、委員がおっしゃっているような治療方法についての見解ということになりますと、保健所がお答えするのは難しいというふうに考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

では、この薬の入手が難しい部分もあるということで、保健所で把握ということで、感染者が出る前にある程度もし把握ができる部分があるのであれば、そういったところも進めていただきたいとお願いを申し上げます。

次に、マスクの不足についてお聞きいたします。

病院局でもマスクを節約しながら使っているという話が本会議でもございました。厚生労働省は医療機関に配布するというふうに言っていましたが、本市においてもそれは届くものなののでしょうか。また、配布はどこが行って、どのような分け方をされるのでしょうか。

○（保健所）次長

市内の医療機関に対するマスクの配布につきましては、北海道が感染症指定医療機関へ優先的に配布しているというふうに聞いているところでございます。

小樽市内に関しましても、帰国者・接触者外来の医療機関に一度マスクが配布されておりますが、数としては十分な数ではなく、そのほかの医療機関については相変わらず不足の状況が続いているところでございます。

○高橋（龍）委員

一般の皆さんにもマスクが届いていないだけでなく、やはり医療機関においてもマスクが不足しているという状況の中で、今、なかなか確保するのが難しくなっているということが、医療機関にとっては本当にもう命取りになる可能性が出てきているというふうに思います。何か対応できることがあればとは思いますが、次の質問に移ります。

新型コロナウイルスに関して、政府の専門家会議において、人が集まる風通しの悪い場所は感染リスクが高いとして、できるだけ行かないほうが良いというふうに呼びかけています。人が集まる風通しの悪い場所でリスクが高いのは、確かに当然とは思いますが、例に挙げられていたのは、ライブハウスであるとカスポーツジム、屋形船などがあり、実際に休業している事業所が多いというふうにも認識しています。本市としてもそれに基づいて営業自粛の呼びかけなどは行ったのでしょうか。

○（保健所）次長

ライブハウスやスポーツジム等、リスクが高いと国が発表している施設に対しての営業自粛の呼びかけにつきましては、ホームページでクラスターの感染防止という一般的な呼びかけはしているところでございますが、市内のそういった施設に対して個別の営業自粛の通知等については実施していないところでございます。

○高橋（龍）委員

保健所からはしていないということですが、ここで疑問に感じるのは、人が多く集まる風通しの悪い場所というものの中に満員電車など交通機関が例示されていませんでした。これについて、どのような見解をお持ちですか。

○（保健所）次長

満員電車につきましても、たくさんの方が密集して、さらに換気が悪いということですので、非常にリスクが高いというふうに保健所は考えております。国では、時間差通勤をするだとか、または自宅で勤務する等の工夫をして、そういった部分の緩和を呼びかけているというふうに承知しているところでございます。

○高橋（龍）委員

次に、冒頭も申し上げましたが、市内のみならず、全国的に飲食店の打撃が非常に大きく、倒産であるとか自主的な廃業を選択するという事業者も出てきています。経済面だけでなく、疫学的また公衆衛生的な面からも対応策というものが講じられないのでしょうか。画一的な線引きはできないかもしれませんが、全ての飲食店でリ

スクが高いとも言いがたいと思っています。

一般的な飲食店において、例えば換気をするということはもちろんですが、席数を通常より減らす、つまり、案内する客の数を少なくしてテーブルの間のスペースをあけるなどすれば、ある程度予防策になるのではないかとこのように考えますが、保健所から見るアドバイスというのはどのようなことがありますでしょうか。

○（保健所）次長

飲食店に対する予防策といたしましては、実際に実施している事業者の例を見ますと、例えばテイクアウトを中心にする営業形態に切りかえるだとか、営業時間を短縮する、またはビュッフェ形式のものを見直すなど、接触時間だとか接触する人数を制限するような取り組みを実施しているところがあるというふうに把握しております。ただ、これについては保健所が指導しているのではなく、事業者がみずから実施しているという状況でございます。

保健所といたしましては、もう少し情報を集めて、いろいろな規模の飲食店がございますけれども、何か例示等ができれば、今後、啓発に努めたいというふうに考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

次に、WHOが5万6,000人のデータから分析を行ったという調査報告書を拝見いたしました。母数が大きいだけに統計としては信憑性が高いものと思います。症状の中で多いのは、やはり発熱とせきで、感染から平均五、六日で発症するという事です。重症患者は13.8%、重篤化するの6.1%、致死率が3.8%、高齢の方や既往症のある方は致死率が高い傾向にあるということです。

我が国の状況、厚生労働省からの発表と大きく反する点はなさそうに見えますけれども、保健所としてはどのようにこのデータをごらんになりましたか。この数字から読めるものとして、どんな点がありますでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

WHOですとか厚生労働省、今、委員がおっしゃったとおり、そういう傾向にあるかというふうに思っているところでございます。保健所としましては、特に小樽市は高齢者の方が非常に多い割合となっておりますので、こういう高齢者の方ですとか既往症のある方が、致死率や重症化の傾向があるという部分に特に注目していますか、注意点だと思っているところでございます。

○高橋（龍）委員

くしくもといいますか、今北海道で101名の方の感染ということで、先ほどお示しいただいたものと照らし合わせても、重症化された方が7名、死亡が3名ということで、致死率3.8%、重篤化する率がWHOで6.1%とあって、こちらは重症化という表現でしたが、北海道では7名ということで、かなり近い数字になっているのではないかと私も認識いたしました。

この項の最後にお聞きしたいのですが、感染症による自粛など、近年ここまでの例というのはなかったことと思います。予算特別委員会の中でも、総務部に対して要望という形で、人員の応援体制についてお話をいたしました。保健所として、市役所庁内のほかの部署から人手をかりたい業務などはありますか。もしこの間既にその体制ができていれば、それも含めてお聞かせいただきたいと思いますが、いかがですか。

○（保健所）次長

市役所庁内の他の部署からの応援ということでございますが、現在、市民への啓発または検査数の公表につきましては、総務部の協力を得て実施しているところでございます。ただ、現在まだ感染者が小樽市内で出ていない状況でございますので、現在は保健所の人員で対応しておりますが、今後、感染拡大が起きて、接触者等がふえた状況になりますと、そちらの検査の数がやはり非常に多くなってきますので、その部分につきましては、市役所の関係部局の応援を求める場合もあるかというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

感染者が出た場合に人手が足りなくなる可能性というのは確かに大きいかというふうにも考えています。私自身

も何かお手伝いができることがあれば言っていただきたいと思うのですが、そこは質問とは少し違うので、くれぐれも保健所の皆さんについては、今、本当に激務の中で対応に当たっていただいていると思いますので、お体を御自愛いただきたいというふうに申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○丸山委員

◎産後サポート事業について

よろしくお願ひします。

新型コロナウイルスとは違うのですが、保健所の事業で一つ疑問がありましたので、この件だけお聞きしたいと思ひます。

産後サポート事業ですけれども、資料を読むと第1子を出産した母親について、子供が生後5カ月になったタイミングでこの産後サポート事業を利用できるということですが、子供を産んだ母親全員にはならないのかと疑問に思ひまして、例えば、2人目、3人目の出産ということであれば、上の子の赤ちゃん返りとか、そういうことで悩むものではないかと思ひまして、この事業の開催方法などもあわせて、お考えをお答えください。

○（保健所）次長

こちらの対象者につきましては、今委員がおっしゃったように、第1子を対象といたしまして、保健所から案内文を送付いたしまして、保健所に来ていただく形をとる予定でございます。

第1子を対象とした理由につきましては、初めて子供を持ったということで、これからその母親同士の仲間づくりという視点、また新年度から開催予定の子育て世代包括支援センターに紹介し、その後も利用していただくという観点から、対象を第1子としたものでございます。

ただ、委員から今御指摘がありましたように、第1子に限らず、子育てで困っている母親、そちらの方に関しましても対象を広めていくように、今後検討していきたいというふうに考えております。

○丸山委員

保健所にいらしていただくということであれば、やはり今お答えいただいたように、ぜひ対象を大きく広げていただひて、子育ての母親たちの仲間づくりの一助になればいいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について何点か伺ひます。大分重複していますので、本当に何点かだけ確認させていただきます。

実は先日問い合わせが来て、マスコミ発表であったように、3月6日から保険適用になったということで病院で検査ができるというふうに受けとめた、大きい病院でやってくれるのだろうと思ひて行ったら受けられなかったという話でした。よくテレビを見ている方はわかっているかと思ひますが、そういう病院ではなくて直接帰国者・接触者外来に行かなければならないということですが、どうしても関心が多くなると、こういうことで相談だとかに行くのではないかと思ひますが、周知の方法ももう少し、やはり日に日に変わるものですから、いろい

ろな周知の方法も考えなければならないというふうには思っているのですが、この辺はどのように考えられておりますか。

○（保健所）次長

市民啓発の部分でございますが、これまでもインターネット等に情報を掲載するようにはしておりますが、なかなか市民の方には届きづらく、保健所の相談の件数につきましても、検査のことだとか、一体どうしたらいいのかよくわからないといった相談が非常に多い状況でございます。

今後につきましては、いろいろな方に情報が届く媒体といたしましては、やはり新聞報道が一番大きいかというふうに考えております。また、FMおたるだとか町会にも協力を依頼して、皆さんにできる限り情報を届ける形が必要だというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

ぜひよろしく申し上げます。

それでは、PCR検査について何点か伺いたいと思います。

先ほど御答弁で、人員は3名体制で検査をするというお話でした。この検査についてですけれども、検査は保健所の恐らくどこかで一室構えてやると思うのですが、やはり感染症の検査ですから、それ相応の改修だとか、部屋の体制だとか体質だとか、そういうものを考えなければならないと思うのですが、その準備はもうできているのでしょうか。

○（保健所）次長

現在予定しているPCR検査につきましては、これまでの保健所の機器を使って実施する検査でございますので、基本的にはそんなに大きく変わるということはありません。

ただ、感染症防御の部分だとか、人員体制につきましては現在検討を行っておりまして、そちらが整備でき次第、なるべく早い時点で実施したいと考えております。

○高橋（克幸）委員

それで日程ですが、新聞報道では3月内というお話でしたけれども、3月中旬というお話もあったり、3月20日以降という話もあったり、いろいろ聞こえてくるのですが、今の状況で大体いつごろを予定されているのか、もしわかればお示しください。

○（保健所）次長

今の状況ですと、今週金曜日から来週月曜日には一応できるような予定となっております。

○高橋（克幸）委員

ぜひよろしく申し上げます。

もう1点心配されているのが、昨日のニュースでもありましたけれども、札幌市のライブハウスで感染者が出たと、いよいよ札幌市でもそういう状況になってきたという、非常に緊張感を感じながらニュースを見ておりました。北見市に続いて札幌市もどんどんふえているような印象を受けるわけですが、そういう点では検査もふえていくのではないかとこのように考えられるのですが、この点についてはどのような見解をお持ちですか。

○（保健所）次長

今後、対象となる方がふえていった場合の対応につきましては、現在保健所の機器は10検体、1人1検体だと10人ですが、現在は喀たん、たんを拭い液ということで2検体とりますので、そうしますと1人2検体ということになって5人分、5人から10人の範囲でしか対応できない状況でございます。

対象人数が多く出た場合につきましては、北海道立衛生研究所とも協議はしておりますが、保健所で対応できない場合については、これまでとおり道立衛生研究所にも協力いただけるというふうに回答はいただいているところでございます。

○高橋（克幸）委員

そういうふうにならないように祈っています。

最後に、相談センターの体制についてですが、何人体制でやられているのかというのが一つと、もう1カ月近くたって、相当専門的にシフトを組んでやられていると思うのですけれども、逆に保健所の職員の方の体調だとかが非常に心配されます。そういう面でどういう配慮をされているのか、その体制の人数と配慮の内容についてお答えください。

○（保健所）次長

新型コロナウイルス対策の保健所の体制でございますが、当初は管理職を中心に8人でシフトを組みまして実施しておりましたが、相談件数だとか調査件数がふえていく中で、この形では限界ということで、現在は健康増進課の保健師を中心に応援をいただいて対応したところでございます。

保健師につきましては14人、また、検体を運ぶ部分だとかにつきましては、生活衛生課の職員の応援も求めて対応しているところございます。

また、健康部分の留意につきましては、保健師等ですと休みなく対応している者がございますので、そういった者につきましては、保健所長からもお話があって、強制的に業務から1日2日外すというようなことをやって、少し気分を切りかえてまた業務に従事していただくような体制をとっているところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって、新型コロナウイルス関連事務及び保健所所管事務に関する質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時43分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

これより、一括質疑に入ります。

自民党。

○山田委員

それでは早速始めさせていただきます。

◎防犯カメラの設置について

防犯カメラ等についてお聞きします。

全国の警察が昨年逮捕など、検挙した刑法犯19万1,191件のうち、防犯カメラなどの画像が容疑者特定の主なきっかけになったのは10.2%だったことが警察庁のまとめでわかったと聞きます。防犯カメラのほか、ドライブレコーダーなどが含まれますが、職務質問が3万1,635件、カメラの画像の1万9,563件、参考人の取り調べ1万2,918件と続くと聞いています。

警察庁によると、警察が設置した街路防犯カメラは、2018年現在、30都道府県に1,912台あり、10年間で約4倍になったと聞いております。また、本年3月2日には、大阪府住吉区のスーパー内にあるATMで現金を引き出そうとした同区の無職女性に刃物を突きつけ、「早くおろして」などとおどしたが、女性に拒否され何も奪わず逃走、その後、周辺の防犯カメラからの映像で犯人を特定し逮捕したと聞いております。

そこで、本市でも住宅や店舗、駅などに設置されている防犯カメラ、全国では数百万台と言われていますが、本市の状況をお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

本市で保有する防犯カメラについてですが、市の施設の中で作業を確認するためのモニターのみの設置を除きまして、市で防犯カメラを設置している施設につきましては、平成30年9月の調査と最近の聞き取り調査により、3カ所の設置を確認しております。

設置場所としましては、小樽市立病院、J R小樽駅前の駐車場、総合博物館になります。

設置台数につきましては、小樽市立病院が施設内に31台、施設内の玄関付近に3台の計34台、J R小樽駅前の駐車場については、小樽市駅前広場駐車場が3台、小樽市駅横駐車場が4台の計7台で、指定管理者の小樽駅前ビル株式会社が設置及び管理をしております。総合博物館につきましては、施設内に4台設置しております。

○山田委員

それでは、本市でもこういうふうに一般の住宅や店舗、駅などに設置されている状況をお聞きしました。そこで、先般、葬斎場でも窃盗事件があったのですが、防犯カメラは設置されていたのですが録画機能を利用していなかった、もしくは、ない、モニターだけの防犯カメラでは、やはり防犯カメラの機能は担えないと私は考えています。

それで、犯罪の証拠となる録画機能について必要ないと考えているのか、また、この目的についてお聞かせください。

それと、本市の設置されているカメラの録画状況、画像を撮っていたらその保存の対応方法もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

犯罪などの証拠となる録画機能については、必要ないと考えているかということですが、それについては、防犯上は大変有効であると思われまして、施設でのトラブル発生の際にも役立つものと思われまして、録画機能の必要性については、設置者が設置の趣旨に沿って判断されるものと考えます。

防犯カメラの設置目的につきましては、犯罪防止の有用性、個人のプライバシーの保護と調和を図る点で必要だというふうに判断されます。

あと、カメラの録画状況と保存の対応についてですが、市保有施設について、録画機能については全てのカメラについております。また、画像の保存につきましては、防犯カメラに内蔵されているハードディスクに録画データが蓄積され、ハードディスクの容量がいっぱいになったときに自動的に古い録画データから新しい録画データに上書きされるものとなっております。

画像の保存期間につきましては、ハードディスクの容量によりますが、6時間のものや10日から14日間のものがあります。

○山田委員

次に、「（仮称）札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するルール」策定検討委員会の常本照樹委員長がまとめた提言が平成19年11月12日に札幌市長に提言されたと聞いております。

この提言書の始めの文章の9行目から最後までを朗読の上、本市の見解をお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

「（仮称）札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するルール」策定検討委員会、9行目から読み上げたいと思います。

「札幌市が実施した「地域防犯に係る市民アンケート」（平成18年8月）の結果では、大多数の市民が、防犯カメラの必要性を認めながらも、その約6割はプライバシー保護に関する懸念を抱き、さらに、画像の無断・不正使用などの不安を抱いている市民も約3割に上ることが判明した。その一方で、防犯カメラを設置していると考えら

れる事業者等を対象に札幌市が実施した「防犯カメラの設置運用状況に関する調査」（平成19年2月）により、防犯カメラを設置している事業者の半数以上が、防犯カメラの設置及び運用に関する基準を設けていない事実も併せて明らかとなったところである。

設置及び運用のあり方については、いくつかの自治体で策定されているものの、法律等による全国的な一律の基準はなく、設置者の自主的な判断に任されている場合が多いのが実情である。

これらの状況により、札幌市においても防犯カメラの設置及び運用に関するルール策定の必要性が明確となり、ルールのあり方について検討する委員会を平成19年6月25日に設置し、全5回にわたって議論を交わした。

ここに、委員会としての意見をまとめたので、札幌市長に提言する。

この提言が、今後、札幌市において、防犯カメラの設置及び運用のあり方について検討を行う際の基本となることを望む。」

○山田委員

今、読み上げていただいたことが、本市にも私は当てはまると思っております。この防犯カメラは近隣住民の見守りや、安全対策に寄与するだけでなく、犯罪に対する抑止力は十分あると考えております。

最後に、昨年12月の第4回定例会において、防犯カメラの全国的な策定状況について質問しましたが、その後の本市のガイドライン策定の進捗状況をお聞かせいただいて、質問を終わります。

○（生活環境）生活安全課長

昨年の第4回定例会厚生常任委員会で御質問のありました防犯カメラの設置運用に関するガイドラインの作成の進捗状況につきましては、道内主要10市のうち、町会等が設置の防犯カメラを対象としたガイドラインを定めていない7市の旭川市、苫小牧市、江別市、釧路市、北見市、室蘭市、千歳市に聞き取り調査を行っており、今後の策定予定やニーズ調査の実施の有無などの状況を確認し、町会等を対象としたガイドラインを定めていない理由について聞き取りを行っております。

また、市の施設、町会等を問わずガイドラインを定めている6市、これは札幌市、旭川市、函館市、苫小牧市、帯広市、江別市になります。その6市のガイドラインを入手し、どのような内容を盛り込んでいるのかを精査しているところであります。

○山田委員

よろしく申し上げます。

○須貝委員

○小樽市葬斎場控室使用料等の盗難について

最初に、きょうの報告を聞いて1点だけお聞きします。小樽市葬斎場控室使用料等の盗難の件でございます。

非常に不幸にして起きた事故で、この捜査についてはもう警察に委ねるしかないのですけれども、報告の中で、再発防止策を講じるというお話がありました。この再発防止策について、どのように考えられているか、お答えください。

○（生活環境）葬斎場長

防止策につきましては、葬斎場の始業時、執務中、それと収納業務が終了した時点のその三つに分けて、それぞれどういうふうにしたらいいのかということを考えました。

まず始業時ですけれども、前日までの分、つまり月曜日などですと土曜日、日曜日というのは、最寄りの金融機関がやっておりませんので、それを金庫の中に入れておくのですが、その土日の分は、始業時には手提げ金庫を耐火金庫から出した後に、手提げ金庫の中にそのお金を保管するのではなくて、耐火金庫に直接収納して、手提げ金庫の中にはそのお金が入っていないような状況にしようということにしました。

執務中ですが、手提げ金庫は今まで事務補助員の机の上にあったのですけれども、その金庫につきましては受付窓口から見える位置には置かないで、どこの場所とは言えないのですが、所定の場所に移して鍵をかけるような形にはしております。

そして全く事務室内に誰もいなくなるような状況におきましては、手提げ金庫、所定の場所の鍵、受付窓口のガラスの戸、それから事務室の出入り口ドアの鍵を必ずかける、当たり前といえば当たり前なのですが、それを徹底するという事です。

それと、コンビニなどでもやっているそうですが、当日分の使用料が10万円を超えるようなことがあったときには、手提げ金庫の中にそのお金を保管するのではなくて、ある程度の金額になったときには、手提げ金庫から耐火金庫に移して、手提げ金庫の中に大きい額があるような状況をつくらないということを徹底したいと思います。

あと、収納業務終了時ですが、手提げ金庫を耐火金庫に入れて、その耐火金庫を施錠した後に手提げ金庫と所定の場所の鍵、それから耐火金庫を施錠した鍵の保管については、どことはまた言えないのですけれども、事務室以外のある場所にしまって、その部屋も施錠するという形にしたいと思っております。

○須貝委員

今し方、山田委員からも防犯カメラの話が出ましたが、私もまさしく防犯カメラの録画機能というのはやはり必要かと思うのですけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○（生活環境）葬斎場長

全く委員のおっしゃるとおりで、葬斎場大規模改修を行うのですけれども、来年度はできないのですが、2年後の令和4年度には、録画機能も兼ね備えたものを改修ということで行う予定になっております。

○須貝委員

本当にわずかな時間ということで私どもも御報告を受けているのですけれども、よもやの、善意の小樽市民を考えていたのですが、こういうこともあるということで、今後、皆でやはりいろいろ知恵を絞って注意していかねばならないと思います。どうぞよろしくお願いします。

◎第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画について

それで、本日また私どもに御説明がありましたけれども、第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画について質問させていただきたいと思います。

これはやはり迫市長の公約でもありますし、何より人口減少対策として、子育てをする方々の満足度を上げる、支援をするということは、大変重要であるというふうに思っています。私もこの資料を拝見しまして、いろいろわからない点があったので、ぜひきょうの機会にお聞きしたいと思って取り上げさせていただきます。

まず、5ページにある、ニーズ調査をされているのですけれども、これは平成30年度11月1日から20日にかけて実施されたアンケートの内容をお示しいただけないでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

今御質問のありましたニーズ調査の内容につきましては、第二期の子ども・子育て支援事業計画を策定する際の参考とするために、就学前児童の保護者を対象とした幼稚園や保育所等の施設、それから子育て支援事業などについての現在の利用状況と今後の利用希望、また、放課後児童クラブ利用児童の保護者を対象とした今後の利用希望などを把握するために実施いたしました。

主な具体的な調査項目につきましては、保護者の就労状況ですとか、平日の定期的な保育施設などの利用状況、休日・長期休暇時の保育施設の利用希望、不定期の一時預かりなどの利用希望、地域子育て支援事業の利用状況ですとか、育児休業などの現在の職場での両立支援制度、市内中心部での子育て拠点スペースに関する事などについて、調査をしたところであります。

○須貝委員

見ますと、それぞれの階層でなかなかの母数といいますか、数をアンケートいただいているので、少し興味があったのですが、そうしますと、今の利用状況とかを踏まえて、これはこの支援計画に盛り込まれた、反映されたというふうに考えてよろしいですか。

○（福祉）こども育成課長

計画の中には、教育・保育の施設の利用希望ですとか、そのほかに今13事業の利用希望を踏まえて、それぞれ5カ年の利用見込みや定員の確保数ですとかというものを決めております。中にはなかなか回答の母数が得られずにアンケート結果をダイレクトに反映できなかった事業もありますけれども、そういったニーズ調査の結果、それから、これまで平成27年度から第1期がありますが、そこでのそれぞれの事業の実施状況、利用状況なども踏まえまして、今回の第2期の5カ年の計画を策定したというところでございます。

○須貝委員

とにかくこの世代の方々のニーズを調査する、御意見を聞くということは、非常に重要であるというふうに思っています。私どもが幾ら考えてもやはり思いつかないこともたくさんあると思いますので、今後ともこういう方々の御意見を聞く機会をぜひ設けていただきたいと思います。

この中で、次に、養育支援訪問事業というものがあるのですが、この養育支援というのは、具体的にはどのような家庭状態を指すのかお示しいただけませんか。

○（福祉）こども福祉課長

養育支援訪問事業で訪問する御家庭は、具体的には乳幼児家庭全戸訪問事業や、児童虐待相談等におきまして児童の養育に支援が必要と判断される世帯、もう少し詳しく申し上げますと、若年の妊婦や、出産後の育児ストレスや産後うつと呼ばれるもの、あと食事や衛生的な面などで不適切な養育環境、子供がそういう環境にいる家庭で、虐待とかも危惧されるような御家庭につきまして、保健師による専門的な養育に関する相談・指導ですとか、あとヘルパーによる育児や家事援助、そういうものなどを実施いたしまして、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図っていくものでございます。

○須貝委員

そう聞くと、私が想像していたよりかなり支援が必要なそういう母親の方々かと思うのですが、今、どれくらいの数がいらっしゃるのですか。

○（福祉）こども福祉課長

この事業は平成28年度に開始したものでございますけれども、実績といたしましては、28年度、29年度、30年度につきましては、利用は正直ゼロ世帯でございました。実際、制度を利用したほうがいい家庭というものはやはり出てきて、保護者にこういう制度があるので少し利用して生活を立て直さないかということで接触するのですが、この3年については、何件かそういうお誘いをしたのですが、実際、保護者から利用したいというお話が得られなかったのです。

それで今年度につきましては、今のところ2件、制度を御利用いただいております。

○須貝委員

次に、子育て支援の短期支援事業、ショートステイ、トワイライトステイというものが22ページに出ていました。これは、私は単純に考えると、需要はあると思うのですが、実績の数が少ないと。これは見ますと、仁木町と札幌市北区の2施設というふうなたしか書かれていたと思うのですが、小樽市に受け入れ施設がないから実績が少ないのではないかと思うのですが、それは私の見解違い、解釈違いでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

ショートステイ、子育て短期支援事業の部分でございまして、こちらにつきましては、委員がおっしゃるとおり、

市内に養護施設がないために、実際、札幌市北区と仁木町の銀山地区ですけれども、そちらと昨年10月から蘭越町の児童養護施設も契約して、そういう支援が必要な、子供を一時的に預けなければならない世帯についてはお世話になっている、そういうところがございます。

やはり小樽市にないというのが、今までショートステイを御利用いただいている世帯というのは、母親が少し体調が悪いとか、少し手をあげそうですとか、そういう部分のときに、少し遠くはなるのですけれども、少し離してレスパイトといいますか、保護者にも少し息抜きをしていただく、そういうふうにご利用させてもらっているのですけれども、それ以外にも、やはり保護者のお勤めとかで、例えば当直勤務があつて、どうしても子供を預けなければならないとか、そういう御家庭というのも相談はまれですけれどもあるのです。そういう場合にやはり小樽にないというのは、本当に1泊、2泊のつもりでも、札幌市ですとか仁木町の銀山まで行かなければならないとか、そういう部分でやはりなかなかそういう保護者にとっては利用しづらい制度かというふうには思っております。

○須貝委員

それでは、その施設を例えばつくるとして、どのような要件、それから設備というものが必要なのか。今のお話ではないですけれども、今後小樽市にそういう施設をつくる予定というか考えはありますか。

○（福祉）子育て支援室長

現在行っている施設につきましては、児童養護施設とか乳児院とか、そういうところにショートステイの機能を設けることができるというふうになっておりまして、そういう施設は国で必要な設備の広さとか、そういうものを満たしている施設でございますので、そういう施設があつて小樽市がそこに安全な居場所として委託契約してお願いしているところでございます。

今後、小樽市でつけれないかというお話ですけれども、やはりいろいろな御家庭の支援ということでの一つの子供の居場所として、当然検討していかなければいけないものであるというふうには考えておりますが、今、小樽市には、通所の児童施設はありますが、入所の児童養護施設というものはございませんので、ほかに施設として代替できるものがあるかとかということ、いろいろな法人などと検討していかなければいけないというふうには考えているところでございますが、具体的に、まずどこの施設でどうこうということまではまだ行けていないので、今後の検討ということにはさせていただきたいと思っております。

○須貝委員

それでは、放課後児童クラブについて、1点お聞きします。

この中で、私の認識不足だったらあれですけれども、勤労女性センターと塩谷児童センターというものになっています。ここのそれぞれの施設が、小学校ではなくてこれらの施設でしているのですけれども、その理由と利用実績というか、今の実績、児童数がどれくらいいるのか、その辺をお示してください。

○（福祉）こども育成課長

勤労女性センターにつきましては、稲穂小学校の児童の方、それから塩谷児童センターにつきましては、塩谷小学校と余市養護学校の児童の方が使うことになっておりますが、それぞれ地域の小学校の空き教室ですとか空きスペースの状況などを勘案して、その結果、最寄りの利用可能な公共施設であります現在の施設で開設することになったというふうに聞いております。

現在の実績につきましては、登録児童数で申し上げますと、勤労女性センターで56名、塩谷児童センターで13名となっております。

○須貝委員

ここで気になるのは、その忍路中央小学校に放課後児童クラブがないと。だから多分蘭島の児童や桃内の児童、忍路の児童が塩谷児童センターに来るというケースは、バスに乗ってくるということはなかなか考えにくいと思うのですけれども、この辺は実際には需要というか要望はないのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

おっしゃられた今の忍路ですとかそういった方面の学校の方からは、そういったニーズはないというふうに確認しております。これは毎年新入生を受けるときに、教育委員会を通じて各学校の放課後児童クラブが必要かどうかというものを一応調査しておりまして、その結果、そういったニーズはないというふうな形になっております。

○須貝委員

それでは次に、25 ページの実費徴収に係る補足給付事業というものがありますが、この中の必要な物品の購入とありますけれども、これは何を指すのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

物品とありますけれども、例えば今、保育所ではお昼寝の布団などのリースを施設でしてしまして、そのリース料を実費徴収している施設もあります。

それから、幼稚園では給食の中の副食材料費ですとか通園バスの利用料について、実費徴収に係る部分を補足給付している事業であります。

○須貝委員

それでは、また話題を変えますが、時間外保育の件でございます。

これは市民の方のアンケートにも書かれてあって、私も2人ほど同じことを言われたことがあるのですが、開所時間午後7時までという時間がありますが、これで十分なのか、実際午後7時に間に合わないとか、例えば札幌に通勤している母親であれば午後7時は非常に厳しいというケースもあると思うのですが、これはいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

やはり保護者それぞれの方の就労形態や勤務の場所などで、やはりいろいろな御要望があるとは思いますが、実は先ほど冒頭でも御質問のありましたニーズ調査の結果を見ますと、例えば保育施設ですとかの利用を終了する時間につきまして、16時31分から17時59分の間に終わりますという方が実は最も多かったという結果になっております。そういったことから、現状については比較的多くの方のニーズには見合っているかというふうに考えております。

○須貝委員

それでは今、ちょうどそういうお話があったので、19時以降という要望のあった方はどのぐらいいらっしゃるのですか。

そうしたら、後でお示しできれば結構です。

それでは、保育所の需要の見込みについてお尋ねしたいと思います。

御承知のように少子化で、現在の保育所、市立、私立といろいろありますけれども、数はどう考えても過剰になるときが来るであろうというふうに思います。

将来の保育所のあり方もまだまだこれから議論されるかもしれませんが、これについてはどのように考えられているか、お話しいただけますか。

○（福祉）こども育成課長

このたびの第二期計画の中でも若干触れさせていただいている内容になりますけれども、現在におきましても、地域の児童数の今後の見通しなどから、民間の施設では定員を減少しているところがある一方で、地域によっては保育部分の定員をふやす施設もありまして、地域によっても違いがあったり、非常にまだ流動的な状態になっております。

また、市の施設では老朽化が進んでいる施設もありまして、それは児童数の見通しですとか各施設での定員確保の状況なども、民間を含めて勘案しながら、引き続きあり方を検討していくこととしております。

今回の第二期計画の、令和4年度に中間年の見直しというものを検討することになっておりますので、それまでの間、公立の老朽化の施設のあり方も含めて、市内の保育環境、保育施設の方向性を示せるよう、引き続き検討を進めたいと考えております。

○須貝委員

おっしゃるとおりで、私も手宮と最上の保育所にお邪魔してきました、今回、公共施設再編計画（案）にも載っていますし、何より昨年生まれた子供が510人とかという中で、今1,000人を超える規模を持っているということで、そこら辺を勘案して今後決めていかなければならないのだらうと思っています。今後また取り上げさせていただくことがあろうかと思えますけれども、よろしくお願ひします。

次に、この幼児教育の無償化によって、市立であろうが私立であろうが、通園のハードルがかなり下がったというふうには考えてはいるのですが、市内の幼児で、この幼稚園、保育所に通園していない子供というのはどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

統計上の数字で、例えば市内の児童数については3月末の数字ですとか、保育所入所児童は4月1日現在の数字ですとか、幼稚園利用児童は5月1日現在の児童の数ですとかで、若干の基準日のずれがありますけれども、その統計上で言えば、平成31年の年度がわりの部分でいいますと、4歳児以上につきましては、100%の子供がいずれか保育所なり幼稚園なりの施設を利用している、それから3歳児につきましては約97%、3歳未満児につきましては約46%がそういった教育、保育の施設を利用しているというふうな統計数字になっております。したがって、利用していないのが3歳児で約3%、3歳未満児で54%いるという形になります。

○須貝委員

では4歳児以上は100%行かれていますけれども、私は今、ある危惧があつてこの質問をさせていただいたのですが、こういう今、無償化で行きやすくなった状態で行っていない家というのは、ネグレクトのような、先ほどこども福祉課長からもありましたけれども、そういうケースがあるかというふうに危惧をしてお聞きしたのですが、3歳児の3%、3名か4名かわかりませんが、こういった方々の御家庭には何かサポートはされるのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

施設へ通われていない子供、世帯に対してのサポートということですが、先ほどの御質問でもありましたとおり、いろいろなショートステイですとかそういった事業もございますけれども、それらも含めまして、この計画にも記載している母子保健関係の事業のほか、地域子育て支援センターで実施している保育所等に通われていない親子を対象にした事業を実施するなど、各種の相談ですとか支援に努めているところでありますので、引き続きそういった形でサポートしていきたいと考えております。

○須貝委員

それでは最後に、実はこの全13事業、非常に今回きれいにまとめていただいたと思います。これは市民の方々の要望にもありましたし、私もこれも同様に言われているケースですけれども、やはりその子育て支援に関して、小樽市はこれだけ力を入れているのだ、ほかのまちに比べてもこれだけ充実しているのだと胸を張れなければ、人口減少対策にはならないだろうという指摘があると思います。

それで、近隣の市町村といっても、やはり比べるべきは隣の、今、小樽市民が一番流れているであろう札幌市、手稲区、西区に流れているケースが多いと想定しますが、この13事業で札幌市と比較して小樽市が優位性を持っていると自信を持って答えられる事業はどれでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

13事業につきましては、取り組みの内容におきましても、独自性ですとか優位性といった部分では、札幌市のみな

らずそのほかの近隣市と比較しても、小樽市のほうが優位性があるというのはなかなか言いがたいというふうに考えております。

しかしながら、この13事業、計画の取り組みにつきましては、当然着実に進めていくことはもちろんですが、引き続き、今委員のおっしゃるように、他都市の取り組みなども注視しながら、市外に住む人たちにも小樽に目を向けてもらい、それから小樽市を選んでもらえるような子育て支援策について、今後、取り組むことができるよう努めてまいりたいと考えております。

○須貝委員

本当にまずこの事業を肅々とやっていただく、これはもちろんですが、やはり全ての事業が後追いになっていたり、札幌市と比べて優位性がなければ、これは小樽市と札幌市を比べた場合に、利便性だとかいろいろなことと言えば、やはり見劣りするのも事実だと思うのです。なので、とにかく子育て世代の施策を充実させてくれ、隣のまちよりも、あのまちよりも、小樽市はこれがいいのだということを、ぜひこの目玉、札幌市に今住まわっている若い子育て世代の方々が小樽で子育てしてみようかというふうに思うようなものを、胸を張って言えるものをぜひやってもらいたいということを期待して私の質問を終わりますが、一言、もしよければ。

○（福祉）子育て支援室長

須貝委員のおっしゃるとおり、ぜひ小樽で子育てしてみたいというような施策、今回も迫市長がいろいろな場面で庁内横断的に考えたというお話をさせていただいておりますが、やはり子育て支援室だけではできない子育て支援策というものも当然ございますので、それにつきましては、予算があればいいものができるとかではなくて、ない頭もい頭もいろいろひねって、庁内横断的にさらに取り組んでまいりたいと思いますので、須貝委員におかれましても何かほかの事例とかを見て参考になるものがあれば、こんなものがあるぞということで御助言いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

ございません。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結します。

共産党に移します。

○丸山委員

◎新型コロナウイルス感染症に係る勤労青少年ホームの利用について

まず、今、新型コロナウイルス感染症の関係で、特に小・中・高校生に休校ということで大きな影響が出ておりますけれども、その中で、勤労青少年ホームの利用について、ここは厚生常任委員会なので、このことについてお聞きしたいと思います。

勤労青少年ホームの設置の目的と、これを利用できる方というのはどのような方なのか、お答えください。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

勤労青少年ホームの目的でございますけれども、勤労青少年の健全育成及び福祉の増進を図り、あわせて市民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉及び健康の増進に寄与するために設置された施設ということでございます。

また、利用できる方につきましては、市内に在住、もしくは市外在住であっても市内に就業している15歳から

35歳の方でございまして、こちらの方につきましては、身分証明書等を持参の上、利用登録をしていただきますと、施設内の各部屋あるいはロビーを無料で利用いただくことができるということになってございます。

○丸山委員

現在、新型コロナウイルス感染症の関係で、今おっしゃっていただいた方々の中にも、一部利用できないケースが出ています。そういったことになった経緯と、現状どういふふうになっているのかということについて御説明ください。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

2月27日の小・中・高校への国の臨時休業要請に対しまして、各校が一斉休校を始めたということを踏まえまして、高校生に関しては3月2日から利用を遠慮してもらっている状態でございます。この状況につきましては、現在も継続中ございまして、時期としましては、現段階では学校の臨時休業期間となっております3月24日までをめぐりして対応していくということでございます。

○丸山委員

1個確認で、今、高校生が利用不可ということだったのですけれども、高校生というと15歳から18歳ぐらいだと思っておりますが、この年齢の利用者は皆さん高校生ということによろしいでしょうか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

利用者につきましては、登録制ということでございまして、現時点では15歳から18歳の方の登録者は全部高校生ということになってございます。

○丸山委員

それで、公共施設については地方自治法に規定があるのですけれども、この地方自治法第244条第1項、それから第244条第2項と第3項を読み上げていただけますか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

地方自治法第244条の記載でございますけれども、まず第1項が、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。」、第2項につきましては、「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」、第3項につきましては、「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」というふうに記載されております。

○丸山委員

そうなのです。住民がどうか、市内に在住している、あるいは通勤でいらしているこの年齢に当たる人たちがこの利用をすることを拒んではならないと、そして第3項には不当な差別的取扱いをしてはならないという規定ですけれども、こういった規定があるにもかかわらず、高校生の利用を現在断っているということは、不当な差別的取扱いではなく正当な理由があるためだということになるのですが、現在、高校生に勤労青少年ホームの利用を断る理由について、もう一度お願いします。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

この理由につきましては、学校の臨時休校が集団生活を避けることを目的としたものでありますので、勤労青少年ホームとして集団をつくり出す可能性があれば、それは避けるべきであると、そういう理由から学校が臨時休校としたことの趣旨を踏まえまして、学生の利用を遠慮していただく判断をしているところでございます。

○丸山委員

学校の臨時休校に伴って利用を断っているということでした。例えば放課後児童クラブとかだと、インフルエンザで学級閉鎖とか学校閉鎖になったときは放課後児童クラブも使えなくなるのですけれども、この勤労青少年ホームについても、例えば高校がインフルエンザなどで休校になったときにも利用を断っている、そういった規定があ

るのでしょうか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

ホームの中でそういった規定というのは特に設けてございません。今回のこの新型コロナウイルス感染症の一連の流れの中でそういった判断をしてきているというところでございます。

○丸山委員

この全国小・中・高校の一律の休校の要請については、日本共産党が発行しているしんぶん赤旗日曜版3月8日付記事で載せているのですが、政府新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の委員のお一人で、川崎市健康安全研究所所長の岡部信彦氏が質問に答えています。これによると、全国一律休校について、専門家会議で議論をした方針ではないと言っています。これは政治判断だと、この方はおっしゃっています。そして北海道内でもそうですが、地域差が大きくて、全国一律の、道内一律と読みかえてもいいかと思うのですが、休校が効果的であるとする科学的根拠は乏しいというふうにおっしゃっています。しかも、子供の感染例は中国を含めた海外の報告を見ても少なく、インフルエンザと違い、子供が流行の大きな原因になることは少ないこともわかっているとおっしゃっています。

今回の小樽市内の小・中・高校の一斉休校が、北海道あるいは国から要請されたということが市内で重く受けとめられてこういった措置になったということは理解しますが、今休校して学校に行けていない子供たちへのその心身への影響を、もっと慎重に検討するべきだったのではないかというふうに思っています。

勤労青少年ホームは今使えていないのですけれども、一方で保育所は開所しています。放課後児童クラブも一旦使えなくなりましたが、希望の子供については開所している、こういったことを見ると、つり合いが取れていないというふうに思うわけです。

高校生については、特に放っておいても、1人で置いておいても困らないということで、なかなか小学生のように手当てされないというところがあるのですけれども、逆に、高校生であれば感染予防策について徹底させる、徹底してやってもらうということもできると思うのです。彼らの居場所を、高校生の居場所を提供するという意味でも、この勤労青少年センターの高校生の利用をもう一度考え直してほしいと、利用できるようにしてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○生活環境部長

今、丸山委員から、お話の途中で、放課後児童クラブと比較してのお話ございましたけれども、それは我々は全く観点が違うものだというふうに捉えています。

今、高校生のということのお話もございましたけれども、感染拡大を防止するためにこの一、二週間が山場だと言われている中で、さらに若者が発症しないというリスクを抱える中で、無症状の中で感染が拡大しているのではないかという、そういった国の有識者の考え方もありますので、我々としてはそういった感染の拡大を少しでも防止するという、そういった方針は変えるつもりはございませんので、これまで同様、勤労青少年ホームの高校生の御利用を御遠慮いただくと、そういったスタンスは変えるつもりはございませんので、御理解いただきたいと思います。

○丸山委員

今、道なり国なりの要請というところで、勤労青少年ホームの利用、高校生については3月24日まで利用を遠慮させてもらっているということでした。この後は、学校が春季休業に入るということです。ただ、学校はお休みになりますけれども、3月25日以降の利用については、今後対応がまた検討されていくのだと思います。

その中で、高校生、やはりいきなり学校に行けなくなって、勉強についても心配がある、学校からの対応もしてもらっていますが、勉強できなかった分の単位をどうするのかということについては、はっきりと学校からの指示は来ていないと思います、うちの場合ですけれども。

そういう中で、やはり生活が乱れてきている、朝も起きてこられなくなったりしますし、昼間、体を動かしてはいますが、やはり時間も持て余す、体も持て余しているというのが現状です。そして、高校生の中には、高校生だけではないと思いますけれども、家庭が安心できる居場所ではないというケースもなくはないということ、やはり慎重に、重く受けとめなければいけない、そういったケースもあるのだということを考えなければいけないというふうに思っています。

そうした中で、一日でも早く利用させていただきたいのですが、3月25日以降の対応をする中で、道や国からのそうした利用ができないような要請が来たとしても、やはり高校生の立場で検討していただくことをお願いしたいのですけれども、見解をお願いします。

○生活環境部長

今、3月25日以降の対応について御質問がございましたけれども、一つの例として、国や道から要請が来た場合でもあけてくれないかと、そういう御質問もあったかと思いますが、それにつきましては、そういった要請がある中で、私どもとしては、要請があった場合にはあけていくという話にはならないかというふうに考えてございます。

それと、このままの状況で行った場合ということもあると思うのですけれども、それについては、私どもも小樽市の感染状況とか、今後の推移を見ながら、慎重に判断していきたいというふうに考えてございます。

○丸山委員

済みません、ここは厚生常任委員会なので、少し場違いかとも思うのですが、この小・中・高の学校休校によって、子供たちは学習をする権利も奪われているわけです。しかも年度末ですから、進級する子供たちは同じ学校の中で手当てされるかもしれませんけれども、進学の子供たちがどうするのか、こういった議論も十分にされていないというふうに思っています。私たちが子供の育ちと生活を守るために、少し立ちどまって議論すると、まだ後志の中では陽性反応が出ている方はいらっしやらないという中で、本当に子供たちにとってそれはいいのかということ、これを議論していただきたいということを、それについての見解をお願いします。

(「これ答弁できるのかい」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「委員長ちょっと注意してくださいよ、厚生常任委員会ですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

教育委員会の関係になってくるので、当委員会の中でそれは答弁が難しいと思うのです。

○丸山委員

わかりました。大変失礼いたしました。

◎小樽市手話言語条例について

次に、小樽市手話言語条例についてお聞きします。

この小樽市手話言語条例について、いつ施行されたのか、また条例施行後の取り組みと新年度の取り組みについてお答えください。

○（福祉）障害福祉課長

小樽市手話言語条例は、平成30年4月1日に施行しております。

そして、条例施行後の取り組みにつきましては、市のホームページや広報による周知や、31年2月に市役所渡り廊下と図書館で手話などに関するパネル展を実施したほか、図書館で子供を対象とした手話教室を行っております。また、今年度は、市内の小学校10校、中学校2校において、手話を学ぶ授業を実施しております。

また、新年度の取り組みにつきましては、引き続き令和2年度も市内の小・中学校において、手話を学ぶ授業を実施するほか、簡単な挨拶や緊急時の会話などの習得を図るため、新たに消防職員への手話研修を予定しているところでございます。

○丸山委員

小学校10校と中学校2校での手話の授業ですけれども、これは単発でやられたのか、それとも継続してやられたのかというところを確認してもいいですか。

○（福祉）障害福祉課長

手話を学ぶ授業でございますけれども、教育委員会を通して学校にアンケートを行っておりまして、学年1学年になりますが、単発で行っております。

ただ、令和2年度も引き続きアンケートをとりまして、継続して実施して行う予定でございます。

○丸山委員

この条例の中で、基本理念について定められた第3条について、読み上げてください。

○（福祉）障害福祉課長

小樽市手話言語条例第3条、基本理念でございますが、「手話の理解及び普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者及び手話を必要とする人は手話による円滑なコミュニケーションを図る権利を有していること、その権利は尊重されることを基本として行われなければならない。」となっております。

○丸山委員

私は、小樽ろうあ協会の新年会にも出席させていただきまして、この条例ができたということがとても手話を使用されている方たちにとって喜ばしく受けとめられているということとともに、やはり市内での取り組みについてすごく期待が大きいということを感じました。

それで、この条例についてですけれども、この条例が生きた社会というものはどういったものなのだろうと考えたときに、やはり手話が普通に浸透している社会といいますか、例えば身近な外国語である英語などと同等に認識されることを目指してもいいのではないかと思います。外国からいろいろな方が来るこの小樽の中で、英語が苦手であっても、声をかけられれば片言であってもやはり対応します。駅はどちらだよとか、そういった簡単なことをコミュニケーションをとるわけですけれども、手話であってもそういったことができるような社会にすることを目指していくべきではないかというふうに思いまして、そのために市がその取り組みのきっかけとなって市民に広がってくれればいいと思うのですけれども、そこで提案ですが、例えば図書館で開催しているおはなし会などとの連携を深めてはどうかと思うのですが、お考えをお聞かせください。

○（福祉）障害福祉課長

委員がおっしゃるとおり、市民の皆様に、手話は言語であることの理解を広げるための啓発活動は大変重要なものと認識しておりますので、委員からの御提案も含め、子供が身近に手話に触れ親しむ機会を関係機関と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

○丸山委員

ぜひこの条例をきっかけに、聾啞者へのサービスということから一歩踏み込んで、コミュニケーションの一つなのだという認識で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎保育士について

次に、保育士についてです。今、市が雇用している保育士の就業場所についてお答えをお願いします。

○（福祉）こども育成課長

市が雇用している保育士の就業場所につきましては、5カ所の公立保育所と、3カ所の地域子育て支援センターで勤務しております。

○丸山委員

その市が雇用している保育士の人数を、フルタイムで働いている方、それから短時間で働いている方がいらっしゃると思うのですが、そういった就業形態別にお答えください。

○（福祉）こども育成課長

施設ごとに御説明したほうがよろしいでしょうか。

（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

では5カ所の公立保育所の施設ごとに御説明いたします。

まず、フルタイムの正規職員につきましては、奥沢保育所につきまして15名、それから非正規のフルタイム、今は臨時職員という形ですが、それが3名、非正規のパートタイム、嘱託員ですけれども4名おります。銭函保育所につきましては、正規職員が16名、非正規の臨時職員が3名、嘱託員が6名。手宮保育所につきましては、正規職員が13名、非正規の臨時職員が4名、嘱託員が1名。赤岩保育所は、正規職員が13名、非正規の臨時職員が1名、嘱託員が7名。最上保育所は、正規職員が7名、非正規の臨時職員が1名、嘱託員が3名。合計しまして、5カ所で、正規職員が64名、非正規の臨時職員が12名、嘱託員が21名、合計97名の保育士がおります。

○丸山委員

先日、保育士の人材バンクについて、松田議員も質問されていらっしゃったのですけれども、さらに人数を広げて活用してほしいと思うのですが、保育士人材バンクの課題として、今、どんなふうに考えていらっしゃるか、お願いします。

○（福祉）こども育成課長

これまで、実は平成30年2月にこのバンクという制度をつくったのですが、それ以来、今まで3名の登録しかありません。前の答弁でも御説明しましたが、そのうち2名は保育施設への就労が決まって、1名は市外へ転出してしまったということで登録抹消ということなのですが、したがって、現在は登録がない状況です。

それで、昨年3月の登録が最後であったということもありますので、やはりこの保育士人材バンクの制度の周知ですとか、その仕方というものが課題であろうかというふうに考えております。

○丸山委員

2月1日現在の入所待ち児童のデータをいただいているのですけれども、公立の保育所でもゼロ歳児、1歳児、2歳児、4歳児の中で、入所待ちの幼児がいます。これは保育士が採用されれば、この入所待ち児童は解消されるというふうに考えていいのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

現在の入所待ちの子供の理由につきましては、全て保育士が不足しているということが理由でございますので、それぞれの施設できちんと雇用されれば入所は受け入れられるというふうになっております。

○丸山委員

保育士の資格を持っていながら働いていらっしゃらない方が市内にもいるというふうに聞いているのです。ただ、その方たちが働くということになったときに、やはりフルタイムで働けるかというところが一つのハードルになっているのではないかと考えていて、給料の問題もありますけれども、短時間で働く、そういった保育士をふやしてシフトを組んでということになると思うのですが、そういった形で保育士不足を解消するというようなお考えはいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

委員がおっしゃるように、働く側のニーズとしましては、短時間勤務ですとか、よりフレキシブルな勤務というものを望む声も多く聞いております。現に市の保育所でも定数外といいますか、最低基準を超えて配置する保育士につきましては、午前または午後の短時間勤務の保育士を現に配置しているところであります。引き続き、そのようなニーズに合ったような雇用の形態については続けていきたいというふうに考えております。

○丸山委員

給料にしてもそうですが、雇用形態についても工夫をして、保育士不足の解消をお願いしたいと思います。

1点確認で、先ほど須貝委員の質問への答弁の中で、4歳児と5歳児については100%利用されているということだったのですが、この入所待ち児童数を見ると、4歳児で272人、そして5歳児で285人がこの保育所を利用しているのですけれども、ほかの子供たち、4歳児、5歳児は、また別の施設を利用しているということでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

委員がごらんになっているのは毎月の保育所のものですよね。それ以外の施設としまして、幼稚園があります。あと、例えば市外の施設を利用したりということも考えられるかと思っております。

○丸山委員

少し気になったので確認をさせていただきました。

◎おたる子ども未来塾について

次に、ひとり親家庭の教育支援ということで、おたる子ども未来塾を実施されました。定員枠いっぱいの利用になったということで、すごくよかったと思っておりますけれども、今年度実施した上で、今後の課題についてはどんなことを考えているのでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

今年度からこの学習支援事業を開始させていただきまして、いろいろ試行錯誤しながらもやってきて、おかげさまで人数も30名ということと、生徒や保護者からも、大体好意的な御意見をいただいているところですので、来年も引き続き継続して頑張りたいと思っておりますけれども、初年度も大変でしたが、2年目というのはまた大事とは思っております。

そういう意味では、年度当初から多くの生徒に参加していただけるように、登録の手続とか、そういう部分も含めて、万全な体制でやっていきたいと考えております。また、可能な限り生徒や保護者の意見も取り入れて、より学びやすく、通いやすくできるようにしていきたいと考えてございます。

課題ですけれども、そういった反面、出席率が最近ですと大体8割なのです。残り2割がその御家庭の都合でお休みされる子供もいらっしゃいますが、一部、毎回授業は2時から開始ですけれども、2時半ぐらいに、連絡なくお休みされている生徒の保護者には、トライから電話していただいているのです。そのときに、保護者も忘れていましたと、子供も忘れていると。そういう意味では、中には毎週通うこと自体がなかなか習慣化されていないのではないかという見方はしているところです。この辺についても、引き続きうまく、子供もそうですし、保護者にもそういう意識を、毎週土曜日ということでやっていますので、そういうことで習慣化していただけるように、そこについてはいろいろ考えていきたいと思っております。

○丸山委員

そうですね、なかなか難しい年ごろでもあるので、ただやはりここに登録をして通いたいのだというその意思表示ができたということで、気長に働きかけをお願いしたいというところです。

このパンフレットを見ますと、進路や勉強、子育てに関する相談にも乗りますということですが、これについての実績をお聞かせください。

○（福祉）こども福祉課長

御質問の生活相談という部分に限定しますと、その部分の実績は今のところございません。授業の開始前とか冒頭で、講師と子供の間でアイスブレイクといいますか、この1週間どうしていたとか、そういう話はしていただいて、毎週、毎回の授業の終了後のコースのミーティングなどにおきまして、子供から気になるようなエピソードがなかったとか、そういうものは毎回確認していて、現在のところは子供からも何かそういうものを感じとれるような場面はなかったというふうには聞いてございます。

○丸山委員

おたる子ども未来塾の狙いの一つに、そういった進路だけではなくて、生活に関する相談も受けるということが

あったかと思えます。ただやはり、週1回毎週会っているとはいっても、なかなか生活相談というふういきなりはいかないと思うのです。ただ、一度寄らせていただいたときに、子供をお迎えに来ていた母親と言葉を交わしましたが、やはり進路ですとか、そういったことで心配というようなお話もされておりました。ぜひ、トライかどうか分からないですけども、保護者と子供と三者面談というような形で進路について、まずは進路についての相談ということで、日付なども決めて取り組まれていかれたらどうかと思えます。

いろいろな御家庭があると思えますが、子供の進路について諦めてしまわないように、進路について応援していただけるような、そういった取り組みにさせていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

今御質問いただきました進路相談の部分でございますが、昨年8月から9月にかけて、三者面談は実際のところは実施してございます。生徒と保護者とトライの教育プランナーとの間で面談を実施しているのですけれども、当時、8月の登録18世帯のうちの6世帯、6名の子供の世帯に御参加いただきました。その際も、進路や学習面のほか、家庭での様子とかを聞き取ったり、そういう話はさせていただいているところです。

委員のおっしゃるとおり、そういう、保護者となかなか接触する機会が、子供は毎週来てもらいますけれども、保護者とはなかなかお会いする機会が少ないものですから、今後の中でも、保護者にももう少し参加していただけるような、そういうイベントも検討していきたいというふうには考えてはございます。

○丸山委員

よろしく申し上げます。

◎小樽市立病院の多言語対応について

最後に、少し気になったことだけです。小樽市立病院ですけれども、小樽にはさまざまな国から訪れている方たちがいらっしゃいますが、診察時とか入院のときに、多言語対応というのはどういうふうになっているのかお答えください。

○（病院）事務課長

多言語対応についてですが、当院で受診しています外国人の対応としましては、翻訳テレビ電話のアプリが入ったタブレットを用意してまして、これが平成28年10月に1台、それと令和元年、昨年6月に2台目を導入して対応しております。

対応している言語ですが、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の5カ国が24時間対応と、そしてロシア語、タイ語、ベトナム語、フランス語、タガログ語についても、時間は少し短いのですが、午前10時から午後8時までで対応しているという状況になっております。

○丸山委員

これを聞いたのは、昨年だと思うのですが、入院で市立病院を利用された方が、たまたま余市で働いていたとかというベトナムの方と同室だったらしいのです。診察について何か心配しているわけではないのですけれども、入院なので、診察ではない、看護師とも触れ合っていない、お話をしていない、そういったときのコミュニケーションを、私の友人が心配していたので質問させていただきました。

今、2台タブレットがあるということですが、これが今十分足りているのか、あるいはふやしていくようなことを考えているのか、そこを確認させていただけますか。

○（病院）事務課長

現在、昨年1台ふやしまして、2台のタブレットを利用して、診療であったり、病棟で看護師が使ったりしております。特に今のところ台数が少ないとかという問題は発生しておりませんが、今後、外国人の方が多く利用するようになったことによって足りないとか、そういうことが発生したときには、台数をふやすとかいうことを考えていきたいと思っております。

○（福祉）こども育成課長

先ほど丸山委員の質問で、訂正と補足ということでお答えさせていただきます。

先ほど、保育施設以外で通われている施設のお尋ねがあったときに、私から幼稚園と市外の施設というお話をしたかと思うのですが、正確には、幼稚園と、例えば事業所内ですとか院内の認可外保育施設の誤りでしたので、訂正しておわびいたします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎特定健診の受診率について

まず、特定健診について質問させていただきます。

代表質問でも質問させていただきました。大変小樽市の特定健診の受診率が低いということがわかりました。あえて確認したいと思いますけれども、直近のデータで、平成30年度と26年度、5年前との比較で、受診率、小樽市それから道の平均、全国の平均、それぞれ対比してお願いします。

○（医療保険）国保年金課長

特定健診の受診率でございますけれども、平成30年度で、小樽市20.0%、全道29.5%、あと全国ですが、厚生労働省からはまだ公表していないのですけれども、国民健康保険中央会の速報値というものがございまして、それで言いますと37.9%となっております。それに対して、5年前の26年度ですが、小樽市は15.5%、全道で26.1%、全国で35.4%という形でございまして、全道と全国と小樽市との差というのはわずかには縮まっているのですけれども、依然として非常に低い状況にあるというふうになってございます。

○高橋（克幸）委員

全国平均で比べるともう半分近くです。相当厳しいと思います。

パーセントだけではわかりませんので、ではほかのところと比較してどうなのかということになりますけれども、代表質問では10万市以上でお聞きしましたが、道内の全市町村の範囲でいくと、小樽市はどの辺の位置にいるのか、お答えください。

○（医療保険）国保年金課長

道内でいいますと、平成30年度は先ほど言いましたが全てのデータがまだそろっていないものですから、29年度ベースで、申しわけございません、お答えさせていただきますけれども、全道179市町村中下から6番目となっております。

○高橋（克幸）委員

大分低いですね。全道的に、全国から見ると全道も平均的には低いようでありまして、では全国で見た場合に小樽市の位置というのはわかりますか。

○（医療保険）国保年金課長

全国でいいますと、同じく平成29年度ベースであるのですけれども、1,741市町村中、同じく下から6番目となっております。

なお、この件に関しましては、昨年4月に小樽市が全国の受診率の下位1%以内に当たるということで、厚生労働大臣から特定健診に一層取り組むようにということでメッセージもいただいているような状況にございます。

○高橋（克幸）委員

全国でも後ろから6番目というのは、相当すごい数字ですね。

それで、代表質問でも伺いましたけれども、小樽市はなぜ受診率が低いのかということで、どのようにこれは捉えていますか。

○（医療保険）国保年金課長

小樽市の特定健診受診率が低い理由ですけれども、本会議でも少し触れましたが、平成27年度に本市が未受診者対象に実施したアンケートによりますと、未受診の理由といたしまして、多忙が第1です。第2として、ふだんから医療機関にかかっているなどが挙げられておりました。

多忙というのは小樽市に限った傾向とは思われませんが、やはり小樽市の特徴といたしましては、国保加入者の特徴として、高齢者がまず多いというところで、特に前期高齢者と呼ばれる65歳から74歳の割合が50%以上というふうになってございまして、どうしても高齢になりますと病院にかかることが多いということもございまして、また、病床数、病院の数も、全国に比べて小樽市は非常に多いということもございまして、どうしても病院にかかりやすい環境にもございます。そのため、自分の体の調子は病院の主治医に診ていただいているから大丈夫というような御意見が反映されているかというふうに捉えておまして、改めて特定健診を受診する必要がないと思っている人が多いことが大きな要因ではないかというふうに捉えてございます。

○高橋（克幸）委員

それで受診率を上げなければならないということで、いろいろこれから対策を考えられているかと思うのですが、今後の取り組みについて、どのようなことを考えられているのかお答えください。

○（医療保険）国保年金課長

特定健診の受診率向上対策ですが、これまでも当然いろいろ取り組んでまいりましたけれども、令和2年度は予算計上しておりますが、従来から行っていた抽せんで脳ドックですとか骨密度検査が当たるキャンペーンというものも実施していたのですが、これも継続しつつ、2年度からは、3年連続の受診者に対しても抽せんでPET検診が当たるというのを実施するほか、特定健診に強く関心を持っていただきたいということで、よりインパクトのある形ということで、新たに特定健診の早期受診者、9月までに受診いただいた方全員にクオカード1,000円分を贈呈するという事業を考えております。また、9月までの早期受診に間に合わなかった方、10月以降の受診者についても、毎月抽せんで20名にクオカード1,000円分を贈呈するというキャンペーンを実施する予定としております。

また、これまでも未受診者に対して勸奨文書というものを送っていたのですが、その範囲を拡大するとともに、現在、北海道国民健康保険連合会で、道内の希望する市町村の分を取りまとめて、AIを使って受診状況の類型を四つに分類して、ナッジ理論という、ちょっとしたきっかけで人の行動を変えるという理論があるので、それを使って、それぞれの対象に適した文書を送るという事業を国民健康保険連合会で今取りまとめているところでして、実はこのやり方というのは他の都道府県でも既に実施してまして、非常に効果が上がっていると聞いておりますので、小樽市についても2年度からこの事業に参加して、実施率をぜひ上げていきたいというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

ことしの予算でクオカードの予算も入っているみたいですが、これがどのぐらい効果があるのかというのがわからないのですが、市としてはどのくらいこの人数を見込んでいるのか、なぜクオカードにしたのか、その理由をお答えください。

○（医療保険）国保年金課長

まず、クオカードの贈呈を考えた理由ですけれども、まず特定健診を皆さんによく知っていただきたいという中で、インパクトがある政策が必要だということが一つ。あともう一つ、高橋克幸委員も本会議でおっしゃっていましたが、無料化というのともあわせて検討したのですが、現在、小樽市は、非課税世帯は既に無料ですけれども、非課税世帯でもやはりこの健診受診率が低いというのもありまして、課税世帯、非課税世帯、無料の方も有料の方も、

やはりどちらも健診受診率を上げていかなければならないということで、まずはクオカードという形で、両方に効き目があるといいますか、そういうものを選んだという経過がございます。

それで、どのぐらい上げていきたいと考えているのかという部分ですが、今、平成30年度で小樽市は20%の受診率ですけれども、正直言いますとかなり厳しい、もともとすごく低い数値なので簡単にぼんと上がるものではないのですが、予算上の目標の数値といたしましては、令和2年度30%を目標に今考えて、この事業を行っていききたいというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

代表質問のときにも確認しましたがけれども、データヘルス計画というものがあります。これで特定健診の受診率、中長期目標で30%ということで掲げられているわけですが、いきなり20%から30%というのは、さすがに無理があるのではないかと思うわけです。うまくいけばいいのですけれども、余りにも飛躍していないかと思っているのですが、これはどのように考えていますか。

○（医療保険）国保年金課長

確かに平成30年度に作成した第2期データヘルス計画では、長中期的な目標といたしまして、令和5年度までに30%を目標というふうに計画するたつてございます。今回は30%、2年度で目指すというのは、おっしゃるとおりかなり飛躍した、無理だろうという部分も正直ございますけれども、やはりまず意気込みの部分、できる限り達したいという部分、現在かなり低いということと、あとは保険者努力支援制度といいまして、国が交付金を、保険者の保険事業の取り組みに応じて点数配分して交付金を配分していくという制度があるのですけれども、その中でも、実は受診率が低いところはマイナス評価をされている部分がございます、そのマイナス評価されるのが、受診率30%以下だとマイナス評価されるということもございますので、もう喫緊の課題といたしまして、早急に30%は最低限脱却したいという強い意志もございます。そういった意味で、かなり難しいと思っておりますが、30%というものを打ち出している。

ただ、今後、正当な実施計画とか、そういう計画の中では、今回のデータヘルス計画は2年度に中間見直しの時期ですので、実際に今事業を進める中で、ある程度実態に合った、なおかつ受診率向上を見きわめた中で、適正な目標を立てていきたいというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

課長の意気込みは買いたいと思っておりますけれども、なかなか場当たりに10ポイントも上げるなどというのは、相当に苦労しないと、もしくは計画を立てて着実にやらないとだめかと思うのですが、30%の意味はわかりました。

それで、代表質問でもお話ししましたが、やはり高齢者が多いということで、かかりつけの医師と連携をとるとというのが一番手取り早いのだろうと私は思っているわけです。先ほどの理由の中にもありましたが、毎月病院に行っているからいいのだと、悪いところがないのだと、いや悪いところがあるから病院に行っているのだという話なのだけれども、そういう高齢者が、変に元気な高齢者が多いわけです。そうすると、やはり医師から、では今回受けてみないと、来月やってみないとという話になると、医師が言うならという話になると思うのです。

医師会の医師の方との、特に一般の病院が中心になると思いますので、医師会の医師との連携というのでしょうか、強力な協力が必要だと思うのですが、その点についてはどのように考えていますか。

○（医療保険）国保年金課長

委員がおっしゃるとおり、先ほど言いました、特定健診の受診率が低い理由というのも、病院にかかっているからという部分から考えますと、当然医師の協力が不可欠だというふうに考えてございまして、今年度も私たちも、特定健診の受診率が非常に低く、下位1%ということについて、医師会の中でも情報共有させていただきまして、危機感についても共有させていただきました。その中で、やはり少しでも多く協力していただきたいということで

周知をお願いしたところであります。

あと、先ほど通院中の人が多いということでお話ししたのですが、特定健診の検査項目というのが何項目かあるのですけれども、それをある程度通常の通院の中で満たしている場合、病院の協力のもとでみなし健診といまして、検査項目を小樽市に報告していただければ特定健診を受診したことになるという仕組みがございまして、その仕組みを昨年度からきちんと始めたのですけれども、今年度につきましては、昨年度比で倍ぐらいにみなし健診も協力いただいているところございまして、ただ、これでいいというところではございませんので、今後とも医師会との情報連携を図りながら、特定健診の受診についてお願いしていきたいと考えますし、あとは、先ほどのクオカードについても、病院にポスターを張ってもらうなど、医師や患者、皆さんにとって周知できるような形での周知も考えていきたいというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

やはり医師会に、会長である阿久津医師とかいろいろな機会に会うこともあろうかと思っておりますので、何回もやはりお願いしてもらったほうがいいと思えますし、医師会の中でも同じ認識になっていただければというふうに思えますので、ぜひこれは強力にお願いしてほしいと思えます。

◎糖尿病予防の取り組みについて

もう1点、先ほども出ていましたけれども、代表質問の中で、私は保険者努力支援制度、厚生労働省でやっているこの制度についてもお聞きしました。特に国で力を入れているものは、やはり糖尿病の重症化です。これについては非常に医療費もかかるということでお話があったものですから、この予防事業が非常に配点の点数が高いというふうになっております。

なぜ重症化になると大変になるのかというのわかりますか。

○（医療保険）国保年金課長

糖尿病についてですけれども、重症化いたしますと血管の動脈硬化が起きます、網膜症であったり、神経障害であったり、腎症、三大合併症というのですが、こういうものを引き起こす病気でありまして、中でも糖尿病性の腎症というのは、やはり人工透析導入の原因の約半数を占めるという形になってございまして、人工透析になった場合、1人年間の医療費が約500万円と言われておりますので、そういった意味で、やはりこちらをかなり強化していかなければならないというふうの方針が出されているところでございます。

○高橋（克幸）委員

医療費が相当どんと上がるというお話です。それで私も毎月通っている主治医がいるのですけれども、その医師いわく、やはり特に糖尿病については治療を中断したらだめなのだと、ずっと継続して安定させていかなければだめなのだという事は、何回も話がありました。ということは、なおさらのごとく、病院の医師の方の協力が必要ですので、その辺の情報共有も含めて、医師会の医師の方といろいろな意味で情報交換もしつつ、お願いをしていかなければならないだろうというふうに思います。

市長の御答弁では、関係機関との連携を進めながらという、そういう少しぼやけた表現ですけれども、進めていきたいのだというふうになっているのですが、この関係機関との連携というのは、医師会のほかにどういうものがあるのか、お知らせください。

○（医療保険）国保年金課長

糖尿病性腎症重症化予防事業については、今年度からスタートさせたものですけれども、スタート前につきましては、医師会、主に内科の方々と連携をとってスタートしたところですが、当然それ以外にも、歯科医師であったり栄養士であったりという関係部署というものがございます。

それで、今年度の、つい最近ですけれども、3月に糖尿病性腎症重症化予防の対策協議会というものを設置いたしました。本当は3月に開催する予定だったのですが、コロナウイルスの影響で延期にはなったのですが、この委

員の中には、医師会を初めといたしまして栄養士会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会などにも委員に参加していただいで立ち上げたところでございます。今後、これらの関係機関とも連携を密にして取り組みを進めていきたいというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

ちなみに、この保険者努力支援制度で小樽市に配当されている金額というのはありますか。

○（医療保険）国保年金課長

保険者努力支援制度は、特定健診の受診率以外にも、例えば糖尿病性腎症重症化予防の取り組みであったり、あと残薬の管理ですとか多剤多薬、頻回受診、保険料の収納率、いろいろな項目がございまして、受診率については確かに小樽市は低いものですから点数はなかなか取れていないのですが、そのほかの項目につきましては、例えば道内主要10市の中でも3番目に得点は取れているということで、5,400万円が保険者努力支援制度として交付されているところでございます。

○高橋（克幸）委員

そうですね、入っているのです。これで受診率が上がるとさらにアップするということですよ。ぜひ頑張ってくださいと思います。

◎子供の貧困対策について

次に、子供の貧困対策について伺いたいと思います。

先ほども質問が出ていましたが、第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画が今回ありましたが、これの最後に、1ページというか半ページだけ、少しだけ載っているのです。非常に寂しいと私は思っていたのですが、実はことし1月に、会派で一番先進地と言われている東京都足立区の子どもの貧困対策の視察に行っていました。担当の方もこの資料をお持ちだったので、概要版です、見ていらっしゃるかと思うのですが、なるほど思ったのは、やはり全庁的に取り組んでいるというところかと思っております、なおかつ、5年前から区長がぶれないですとこれを押し進めてきているという、そこの違いかと思っております。それで、この計画の52ページに、アンケート調査を平成30年度に行ったということでした。概要版をざっと再確認させていただきましたが、大体8枚ものです。

まずお聞きしたいのは、このアンケートでどういうことが狙いでアンケートしたのか、アンケートした結果何がわかったのか、概略で結構ですのでお答えください。

○（福祉）こども福祉課長

平成30年9月に、子育て世代の経済状況と、子供の生活環境や学校や家庭での過ごし方、そういうものを把握するために、市内の小学校5年生、中学校2年生、高校2年生の子供とその保護者、あと小学校2年生の子供を持つ保護者の方、合わせて5,600人を対象にアンケートをさせていただきました。

このアンケートの中で、生活実態調査の中で見えてきたことは、やはり世帯の所得が低くなるにつれて、子供のふだんの生活ですとか、学校生活、学び、あと今後の進路など、さまざまな点において、困難、壁に当たることも多いだろうと。あと、健康面においても、保護者と子供の両方、健康面でも支援が必要であるという部分がわかってきたところでございます。

このことについて、市の子どもの貧困対策庁内連絡会議、こちらでも情報共有をまず図りました。あとそれとともに、議会でも御答弁させていただいておりますけれども、子育てに関連する場が横断的に議論を深めながら、貧困だけに限らないですが、妊娠・出産期から子育て期、全て連動性のある施策の展開を図っていこうということで取り組むところでございます。

○高橋（克幸）委員

そういう趣旨でやったというのはわかりました。

それで、アンケートの結果、どういうことが傾向でわかったのか、もう一度確認したいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

繰り返しになるかもしれないのですけれども、この調査の結果、世帯の所得が低くなるにつれて、子供のふだんの生活、学校生活、学び、今後の進路など、さまざまな点において困難に直面するだけでなく、健康面においても保護者と子供の両方への支援が必要である、そういうことがわかりました。

○高橋（克幸）委員

大体、他都市でも同じような調査、この足立区でも調査していますけれども、ほとんど同じ傾向です。やはり貧困世帯というのは、健康面も学習面も相当影響が出ていると。足立区でやったのは、健康面の中で、虫歯の相関性もとっていました。やはり医療機関にかかる率がずっと下がってしまうので、歯もボロボロみたいです。そういう影響があるということで、それを減らすという具体的なそういう政策も足立区はやっているようであります。

組織的なことを確認したいのですけれども、平成27年度に、子どもの貧困対策庁内連絡会議というものを設置したというふうにありました。どういうメンバーで構成されているのか、この27年度以降どのぐらいの会議をやられたのか、もしわかればお答えください。

○（福祉）こども福祉課長

子どもの貧困対策庁内連絡会議につきましては、私どもこども福祉課、こども育成課のほか、福祉部で申し上げますと、子育て支援室のほか、生活支援課、生活サポートセンター、総務部で企画政策室、財政部では財政課、産業港湾部では商業労政課、生活環境部が青少年課、医療保険部で申し上げますと後期高齢・福祉医療課、保健所では健康増進課、あと建設部は住宅の関係の担当、あと教育委員会という関係する部分で集まって行っているものがございます。

開催回数につきましては、平成27年度以降、ほぼ年1回の開催ということになってはいますが、今年度については2回開催したところでございます。

○高橋（克幸）委員

この組織論については時間がかかるので、きょうはやりません。

現状の確認をしたいのですけれども、市の施設で子ども食堂というのではないと伺っているのですが、小樽市内で、民間施設、民間団体でも結構ですが、子ども食堂もしくは子供の居場所というのはどのぐらいあると押さえていますか。

○（福祉）こども福祉課長

子ども食堂の件でございますけれども、市内に子ども食堂ということでやっている食堂もございますし、3世代とかの、子供に限らず地域の方も含めて来られるような地域食堂と申しますか、そういうものも含めて、北海道から子ども食堂をやっているところが何カ所あるかということの照会がございまして、その際には市内6カ所ということでお答えしているところでございます。

○高橋（克幸）委員

これは居場所も含めてということでいいでしょうか。

○（福祉）子育て支援室長

今こども福祉課長がお答えしたのは、子ども食堂を主にやっているところでございまして、そのほかに子供の居場所ということで、例えば町会で3世代親子交流の場をやっているところとか、地域の資源を活用して子供の居場所をやっているところ、また、介護保険事業所がやっているオレンジかふえの中で、子供も対象としてやっているところなど、そういう形で各地域でやっているということは押さえております。

また、生涯学習プラザレピオでわくわく共有ネットワークということで、子供のたるBOOKとか、例えば絵本の読み聞かせとか、そういうものも子供の居場所でございますので、そういう意味で民間で、そういう形で地域で

あったり、活動しているというところでは、子育て支援室としても押さえている部分がございますし、また社会福祉協議会などでボランティア活動としてやっている子育て団体の活動なども押さえておりますので、そういう情報は私たちも持っているところでございます。

○高橋（克幸）委員

もういろいろなところがあるのだということです。

共通で伺いたいのですけれども、例えば子ども食堂でも地域食堂でもいいのですが、これは週に何回やられているのかというのはわかりますか、月1回とか。

○（福祉）次長

子ども食堂はやっている場所によって開催回数などは全然違います。例えば、たるっこ食堂というものを緑でやっているのですけれども、そこは週1回とかでやっています。あとは、例えば、暖カフェというところがあるのですが、そこは子供だけではなくて高齢者と一緒にやっているのですけれども、そこは不定期に、月に10回程度です。あと銭函でやっている三世代交流ひろばお茶の間たけうちさんちというものがあるのですけれども、そこはほぼ毎日のようにやっているということで、少ないところであれば何カ月かに一遍ということで、非常にばらつきがあるところですよ。

○高橋（克幸）委員

ばらつきがあるということですね。

なかなかその運営主体、それからボランティアの関係で統一できないところもあるかと思うのですけれども、足立区で視察させていただいたカタリバというNPO法人ですが、駅のすぐ近くに子ども食堂みたいなものと学習支援とを合体したような、そういうものを区から委託を受けてやっているわけですが、ここは毎日、しかも昼食、夜食を提供しているということでした。ボランティアもいろいろなボランティア、社会人も含めているいろいろな方々が協力してくれるということで、東京だからかというふうに思っているのですけれども、相当学習支援についても、不登校の子供、それから退学して中学校から高校に行っていない子供だとかそういう子供も含めて、そこにいつでも来ていいという、しかもメンバー制になっていて名札もあるのです。来たか来ないかすぐわかる。地域の方も非常に協力的で、食品ロス問題を解決するために、そのためのNPOがいるらしいのですけれども、そことタイアップして企業から食料を無償でいただいているという、そういうやり方もやっているようでした。区が直接やっているわけではないのですが、そのバックアップ体制がやはりすごいと思って聞いておりました。

これについては同じように比較できる内容ではないので、ここでは比較するつもりはないのですけれども、先ほども言ったように全庁的にどれだけ捉えるかというのが、私は視察してすごく感じたのです。先ほども言ったように、どこが先頭になって中心にやっていくかということが明確になっていないと、ただ全庁的に集まって会議をやっても結局前には進まないということがよく理解できました。

ということで、これをやると長くなるので話はやめますけれども、最後にお聞きしたいのは、今後、おたる子ども未来塾、大変すばらしい企画だと思いますが、これは継続していくということでしょうけれども、このほかにどういうものを小樽市としてやっていこうと考えているのか、もしあればお答えいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援室長

おたる子ども未来塾を含めた子供の居場所ということで考えますと、総合計画の中で、官民共同での子供の居場所の仕組みづくりというようなこともうたっておりますので、子供の学習支援にかかわらず、地域と一緒にした居場所づくりを考えていくということは必要であると思います。当然、来年度に地域福祉計画というものも福祉部で策定しますので、そこでは当然子供のみならず高齢者も含めた地域共生社会といいますか、地域づくりというものも一つの大きな観点になっていくと思いますので、その中で、地域地域の中で、子供とか高齢者とかの居場所といいますか、地域福祉計画の担当はおりませんが、そういう計画を策定しますので、福祉部として、子供の居場所

のみならず、そういうことで捉えて地域づくりをしていかなければいけないのかというふうには考えております。

また、確かに私も足立区のプロジェクトを見ますと、基本理念が「全ての子どもたちの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持てる地域社会の実現を目指す」というのは、特に貧困の子供に限らず、貧困の子供でなくても、小樽市として、子ども・子育て施策を推進する上で、貧困にかかわらず生まれ育った小樽市で生活していただけるような地域づくりというものは、子育てという分野のみならず、市全体としていろいろな施策、分野が横断的に取り組まなければいけないものだというふうには考えておりますので、高橋克幸委員のおっしゃる足立区は本当に素晴らしいプロジェクトを持っておりますが、小樽市もトータルで考えるということを始めたばかりですけれども、横断的に捉えて、生まれ育った環境に左右されることのない子育て施策というふうなものには、そういう視点も含めて、全ての子供ということで考えていかなければいけないというふうには考えているところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時42分

再開 午後5時05分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○丸山委員

日本共産党を代表して、議案第25号については可決、陳情第2号及び陳情第3号についてはいずれも採択の立場で討論をいたします。

陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。

新年度から未就学児の医療費が実質無料化となることは評価いたします。子育て世代を応援するためにも、引き続き子供の医療費の助成拡充に取り組む必要があると考えることから、採択を主張します。

次に、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方についてです。

地域住民が長年にわたり要望してきたこのまちづくりセンター建設は、建設用地も想定されています。冬のイベントも開催されていますが、先日、この場所に大きな雪山が積まれていたところを通りかかりました。住民の皆さんが力を合わせてまちづくりに取り組んでいる様子が感じられました。地域住民の要望に応え、まちづくりセンターの建設を実現するべきと考えます。

各会派の賛同をお願い申し上げまして、討論を終わります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案第25号は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、3月末をもって退職される説明員の方がおられますので、御紹介申し上げます。

(説明員紹介)

退職なさる皆様におかれましては、長年にわたり市政発展のために尽くしてこられた御努力に対しまして、改めて敬意を表するとともに、委員を代表いたしまして感謝申し上げます。これからも健康に十分留意され、ますます御活躍されますことを心から祈念申し上げる次第でございます。大変御苦労さまでした。

本日は、これをもって散会いたします。